

第3期 米沢市教育・文化計画

平成23年3月

米沢市教育委員会

はじめに

近年、世の中全体が、政治・経済はもとより生活全般において、大きく変化し、しかもその変化のスピードが速くなってきています。特にわが国においては、少子高齢化・情報化・国際化が急速に進展し、それに伴って、人々の価値観やものの考え方がめまぐるしく変化してきているとともに、様々な問題・課題が表面化してきています。国レベルではその対応策として長期にわたる教育改革を推進しているところであります。

このような中で、本市では、米沢市の教育を、より時代に適応した形で推進していくために、これまで培われ、受け継がれてきた米沢の優れた教育の伝統を大事にしながらも、折々の社会情勢や社会からの要望等も柔軟にとりいれた施策の遂行をめざして、平成2年度より、教育の10か年計画ともいふべき「米沢市教育・文化計画」を策定し、これを基盤にすえて、意図的・計画的な教育を遂行してきたところであります。

現在の第2期計画は今年度が最終年度にあたり、本市教育委員会は、新たに第3期「米沢市の教育・文化計画」を作成するために、平成21年11月20日に教育者、文化人、有識者による検討委員会に諮問をおこない、平成22年12月1日に委員各位の英知を集めた貴重な答申を受けたところであります。教育委員会は、答申に基づき慎重に審議を重ね、ここに第3期「米沢市教育・文化計画」を策定するに至りました。

この第3期計画は、これまでの第1及び第2期計画の理念を踏襲しつつ、現在及び今後10年間に想定される課題を整理し、米沢という地域の独自性を念頭にいれ、今後10年間の米沢市の教育・文化の方向性とその具現化を示したものであり、平成23年度を初年度に、平成32年度を目標最終年次とする10か年計画であります。

その施策の展開にあたりましては、「米沢市まちづくり総合計画」並びに今後策定される総合計画との整合性をはかりながら、現状の推移に対応しながらその実現を目指そうとするものであります。

本計画により、米沢という土地に根ざした「米沢の教育らしさ」の見える特色ある教育が展開されますことを心より期待いたします。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、誠心誠意ご尽力くださいました検討委員の皆様はじめ関係各位に心からのお礼を申し上げます。

米沢市教育委員会

委員長 高橋英機

目 次

本市教育・文化計画の基本理念	1
----------------	---

序 論

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の名称及び期間	3
3 計画の進行管理	3

米沢市教育・文化計画の成果と課題

1 二期にわたる教育・文化計画の策定の経緯	4
2 第2期米沢市教育・文化計画の成果	
《学校教育》	6
《社会教育》	7
《社会体育》	8
《文化》	8
3 第3期米沢市教育・文化計画の課題	
《学校教育》	10
《社会教育》	11
《社会体育》	11
《文化》	12

基本計画

《学校教育》

本市学校教育の目標と理念 - 生きる力を育む学校教育	1 4
1 感性豊かな心と健やかな体を育みます	1 6
2 確かな学力を育みます	1 8
3 社会とともに生きる力を育みます	2 0
4 自立と社会参加を目指した特別支援教育を推進します	2 1
5 信頼される学校づくりを推進します	2 3
6 子どもたちにとって、よりよい学習環境の充実に努めます	2 5
全体構想図・基本計画図	2 8

《社会教育》

1 生涯の各期における学習機会	3 0
2 多様な学習需要に対応した環境の整備	4 0
3 施設の整備等	4 5

《社会体育》

1 社会体育事業の推進	4 7
2 体育・スポーツ団体活動の振興	4 9
3 社会体育指導体制の確立	5 1
4 社会体育施設の整備	5 2

《文化》

1 芸術文化の振興	5 4
2 図書館を核とする文字活字文化の振興	5 6
3 視聴覚教育の振興	5 8
4 文化財の保護・保存と活用	5 9

資料編	6 1
-----	-----

本市教育・文化計画の基本理念

全世界的に、政治・経済はもとより生活全般において、大きく変化している。
また変化のスピードも速い。

わが国においても、少子高齢化・情報化・国際化が進行し、価値観や思想・
科学技術などがめまぐるしく変化している。

このような中、本市では、教育・文化と生涯学習の一層の充実と推進のため、
これまで培われ受け継がれてきた米沢の優れた教育・文化の伝統を縦軸に、折々の
社会情勢やニーズ・制度等を横軸にし、意図的・計画的な施策の遂行を通し
て豊かな人間形成を図るとともに、うるおいと活力に満ちた協働社会の形成を
めざしていく。

序 論

1 計画策定の趣旨

本市では、全国的な潮流と同じく少子・高齢化、核家族化が進展しており、さらには市民ニーズの多様化などにより、様々な問題、課題が表面化しています。

特に、学校教育、社会教育、社会体育及び文化の分野は、心豊かな人間性を育む基本的なものであり、市民ニーズの多様化に柔軟に対応するとともに、確固たる方向性を示すことも行政としての責務であるといえます。

国では、教育に関する計画を策定していますが、地方自治体では、それをひとつの指針としながらも、それぞれの地域性、歴史性といった重要な要素に配慮した計画とすることにより、実効性のあるものになるといえます。

このため、第3期「米沢市教育・文化計画」は、これまでの第1期及び第2期計画の理念を踏襲しつつ、現在及び今後10年間に想定される課題を整理し、米沢という地域の独自性を念頭に入れ、今後10年間の米沢市の教育・文化の方向性と具現化を示す根幹的な計画とします。

2 計画の名称及び期間

本計画の名称を第3期「米沢市教育・文化計画」と称し、本市教育・文化行政全般の施策の大綱を示すものとし、計画期間は、平成23年度を初年度に、平成32年度を目標最終年度とする10年間とし、この間に取り組むべき施策について明記しています。

なお、その施策の展開に当たっては、「米沢市まちづくり総合計画」並びに今後策定される総合計画との整合性を図り、現状の推移に対応して実現を目指すものとし、

3 計画の進行管理

本市教育委員会では、この計画を確実に推進するため、単年度ごとの目標や重点に沿った事業計画を立案し、的確に執行することに努める一方、毎年実施する「教育委員会の事務の点検・評価」により、計画の基本方針や施策に基づき実施した事業について検証します。この点検及び評価に基づき、次年度以降に取り組む各事業の参考とします。

さらに、本計画に基づく平成23年度から5年間の取り組みについて、平成27年度に総合的な点検及び評価を行い、平成28年度から5年間の取り組みに関する参考とします。

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
基本計画	→									
基本計画(後期)					(見直し)	→				
目標・重点に沿った事業計画	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
単年度ごとの点検・評価		→	→	→	→	→	→	→	→	→

1 二期にわたる教育・文化計画の策定の経緯

米沢市教育・文化計画（第1期）策定の背景としては、高齢化、高度情報化、国際化の進展、さらには、生活水準の向上や余暇時間の増大等、社会・経済情勢の著しい変化がありました。さらに、当時設置された国の臨時教育審議会から、戦後教育の点検、反省を踏まえた21世紀を展望する教育改革の基本原則が数次の答申において提言されました。

そのような中、本市教育委員会では、その自主的判断と責任において積極的に教育改革に取り組む必要性を認識し、これまで培われてきた優れた教育の伝統を基礎として、将来の社会・経済の動向、生涯学習の理念、多様化・高度化する教育需要を的確にとらえ、適切な行財政運営を図ることとしました。

このため、21世紀を展望して、平成2年度を初年度とし、平成12年度を目標年度とする概ね10カ年の長期計画を策定し、本市の教育・文化行政の基本的方向性を示すこととしました。

この計画の将来像として、義務教育では、生涯学習中の極めて重要な一時期ととらえ、心身ともに健康な人間形成を目指し、21世紀を切り拓く能力の萌芽を育て、郷土と国と国際社会の発展に寄与し得る人材の育成に努めること。社会教育では、豊富な学習の機会の提供や施設等の基盤整備に努め、市民の活動を支援するとともに、民間活力や関係行政機関との連携を図り、全市的、全庁的な体制のもとで総合的に進めること。芸術・文化では、伝統的な文化を継承し、積極的に文化財の保護活用を行い、享受と創造の機会と場の条件を整備すること。社会体育では、健康で明朗な市民の育成を目標に生涯スポーツを推進するため、良き指導者の養成、指導体制の一貫性、施設の充実を図ることが示されました。

第2期「米沢市教育・文化計画」の策定にあたっては、計画の「はじめに」の中で、第1期の計画に基づく努力により「本市の教育・文化は大きく充実・発展したと考えている」と総括されたことをうけ、学校教育、社会教育、芸術・文化等それぞれの主体性を尊重しつつ、相互の関連性を深めながら教育全般の振興と発展に努めるといふ、これまでの基本的な考え方を踏襲していくこととしました。

一方で、本市を取り巻く急激な変化は、当時の予想をはるかに超えたものであったこと、さらに少子化対策、環境対策など新たな課題が認識されました。

このような急激な社会・経済情勢の変化と新たな課題に対応すべく、21世紀の始まりである平成13年度を初年度とし、平成22年度を目標年度とする10カ年の計画として第2期米沢市教育・文化計画が策定されました。

この第2期計画は、第1期計画を基本的に踏襲しつつも、生涯にわたり、いつでも、どこでも、だれでも、学習できる環境づくりと、学習したことが活かされる生涯学習社会の実現に努めることを基本理念としています。

また、計画の具現化のため、単年度ごとの目標・重点・事業計画も策定し、その確実な実施に努めてきたことから、平成22年度を目標とした内容は概ね達成され、一定の成果をあげたと考えています。

米沢市教育・文化計画 の成果と課題

2 第2期「米沢市教育・文化計画」の成果

《学校教育》

学校においては、週5日制のもと、ゆとりの中で生きる力を育む教育が行われてきました。しかしながらその一方で国際的な学力水準の低下が懸念されており、いじめによる子どもの自殺や不登校などの社会問題もより深刻化してきています。このような教育の様々な問題に対して、国は、教育基本法の改正をはじめ抜本的な教育改革に取り組んできました。山形県においても、第5次教育振興計画を基として、「いのち そしてまなびとかかわり」を重点に掲げ、命の教育や心の教育を強く訴えています。

本市学校教育では、国や県の施策の動向を踏まえて、上杉鷹山の教え¹をもとにした「目的意識の確立」、「倫理観の醸成」、「実学性の重視」の3つの理念に基づいた第2期「米沢市教育・文化計画」を策定し、より望ましい教育の実現に向けて取り組んできました。

目的意識の確立を目指すためには、基礎的・基本的な学力を確実に付け、子どもたちの個性や能力を伸ばすことが重要であるとの認識から、学ぶ力の育成や個に応じた指導の充実などを図ってきました。地域に開かれた学校を目指し、特色ある学校づくりとして、地域と連携した体験学習などにも多く取り組んできました。

倫理観の醸成としては、本市に伝わる自然や歴史など、心の文化遺産を大切にしたい心の育成を目指してきました。地域素材を教材化した副読本を活用した道徳教育を推進し、ボランティア活動や自然体験など体験を通して学ぶ機会を充実してきました。また、不登校児童・生徒の減少に向けて本市独自の「スクールガイダンスプロジェクト事業」²を展開し、学校適応のため個別の相談機能を強化し、不登校の問題の解消に努めてきました。

実学性の重視としては、学んだことを生活の中で生かす学習の場が必要である

¹ 上杉鷹山の教え

上杉鷹山は、寛政元年、義弟近江定興に「学問大意」を与え、学問のあり方について示している。

「学問と申すは古聖人の道を稽古修行致すことにて候。」

「聖人の道は人の人たる道にて候」

「今日聖人の道を用ひ居候とも、稽古修業致さぬ時は真の道に叶わぬ事をご了承なさるべく候」など

² スクールガイダンスプロジェクト事業

不登校対策専門員等を各学校に配置し、不登校の未然防止や早期解決を図るとともに、学校に適應できない子どものために適應指導教室を常設し、子どもの居場所づくりのための整備等を行う事業。平成14年度より実施。

との考えから、総合的な学習の時間や生活科などを中心とした、子どもたちが自ら考え自ら判断する学習を推進してきました。国際コミュニケーションの素地を培うため ALT (外国語指導助手)³を活用した学習の推進や、自分の進路を見つめるためのキャリア教育として、YCW⁴ (米沢チャレンジウィーク)を行い、体験を通して学びを実学へと発展させていくための学習が行われてきました。また、子どもたちの心身の健康の増進のため、中学校における完全給食実施を計画し、現在8校中7校まで実施しております。

学校施設では、よりよい教育環境を保つために、計画的な増改築事業や大規模改造事業を実施してきました。特に、第2期計画で予定していた学校施設の整備(第六中学校増改築、六郷小学校屋内運動場増改築、窪田小学校プール改築及びグラウンド拡張等)は予定どおり実施しました。

さらに、昭和56年以前の旧耐震基準で設計された施設は、大規模な地震により倒壊のおそれがあることから、本市では平成18年度から耐震診断を実施し、計画的に耐震化に努め、今までに興譲小学校、東部小学校、北部小学校、関根小学校、広幡小学校及び第五中学校の耐震化が完了し、平成22年度中には、さらに三沢東部小学校、六郷小学校及び窪田小学校の耐震化が完了する予定で、耐震化率は約61%となる見込みです。

《社会教育》

本市の第2期「教育・文化計画」の期間は、社会教育分野にとっては、国における教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」や「家庭教育」、「幼児期の教育」、「社会教育」の重要性や役割が明記されるとともに、社会教育法も改正され体制強化が図られるなど大きな転換期でした。

法改正の趣旨を踏まえ、社会教育分野においては、地域活動の拠点となる各地区公民館をコミュニティセンターに移行するとともに、住民主体の管理・運営を行う観点から、地域住民で組織する「管理運営委員会」を指定管理者とする「指定管理者制度」を導入し、幼児教育や家庭教育等の推進及び充実、地域の特性を生かした事業等、中央公民館事業とともに生涯の各期にわたる学習活動を展開しております。

³ ALT (Assistant Language Teacher)

外国語指導助手。外国人講師が、中学校の英語科や小学校の外国語活動の学習で、担当教諭の助手として授業を補助する。

⁴ YCW (yonezawa challenge week)

中学生のキャリア教育として、4～5日連続して、市内の事業所や企業などで職場体験を実施する体験学習。

さらに、三沢地区、東部地区のコミュニティセンターの建設による活動の拠点となる社会教育施設の整備についても計画的に対応してきました。

また、生涯学習分野においては、市民の広範多岐にわたる学習ニーズに対応するため、関係行政機関や高等教育機関等との連携のもと、「米沢鷹山大学」を開設し、「いつでも、どこでも、だれでも学べる」機会の拡充を図るとともに、「米沢鷹山大学ガイドブック」をはじめ各種資料を定期的に刊行し、情報の提供に努めています。なお、行政組織としての社会教育課と生涯学習課及び体育課の統合により窓口の一本化を図り、事業活動の円滑化に努めています。

《社会体育》

社会体育の分野では、生涯スポーツとして日常生活の中で楽しみ、実践している市民が増加している傾向の中で、より一層健康に過ごしていただく観点に立ち、ニュースポーツ⁵を含めた数多くのスポーツ教室の開催、指導者の講習会や育成事業の展開により、市民スポーツの推進に努めています。

また、市営体育館をはじめ社会体育施設についても「指定管理者制度」を導入し、民間活力による効率的な管理運営を図るとともに、念願であった「全天候型陸上競技場」の整備により、競技力の向上や育成強化に資すると同時に、市民のスポーツ意識の高揚にも大きな役割を果たしています。

《文化》

芸術文化振興分野においては、本市の新たな芸術文化活動の拠点であり本市の歴史文化の情報発信拠点となる山形県の置賜文化ホールと米沢市の上杉博物館の合築施設である伝国の杜が平成13年にオープンしました。また、市民文化会館の大規模改修や座の文化伝承館の蔵の整備など、芸術文化活動の拠点となる施設の整備を推進したほか、平成22年度には、新市民ギャラリー整備事業に着手しました。併せて、各文化施設に指定管理者制度を導入し、民間活力を活用した効率的な運営に努めたほか、米沢市芸術文化協会を中心とした市民による芸術文化活動を促進しました。

これらの取り組みにより、これまでに優れた芸術文化に接する機会の拡充が図

⁵ ニュースポーツ

日本において20世紀後半以降に新しく考案・紹介されたスポーツ群をいう。1979年に最初に用いられた和製英語で、その数は数百種類におよぶ。軽スポーツ、やわらかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動を指す。ゴルフをアレンジしたグラウンドゴルフのように、既存のスポーツをプレーヤーの年齢・体力・運動技術・プレー環境などに応じて改変したものなどが含まれる。

られたほか、市民芸術祭をはじめとする様々な自主事業が展開されるなど、市民が主体となった芸術文化活動が促進されました。

図書館分野においては、郷土資料をはじめとする各種図書館資料の充実を図ったほか、広域連携体制の整備や図書館情報システムの更新等、利用者の利便性の向上を図るとともに、ふるさと歴史講座や古文書解読講座等の各種講座等を開催し、図書館サービスの充実を図ってきました。また、平成22年度には、最大の懸案であった新たな図書館の整備事業に着手しました。

一方、視聴覚教育分野では、視聴覚機材教材の整備を行うとともに、学校教育や社会教育と連携して地域資料映像を制作するなど、機材教材を活用した視聴覚教育の普及促進に努めました。

これらの取り組みにより、図書館や視聴覚センターが生涯学習の拠点として活用されています。

文化財の保護・保存と活用分野においては、14年間かけて実施した史跡「上杉家墓所」保存修理事業が終了し、史跡「上杉治憲敬師郊迎跡」保存整備事業に着手したほか、「戸塚山古墳群」発掘調査事業や「館山城跡」の保存整備のための測量範囲調査等、国の補助事業を活用した文化財や遺跡の保存整備を推進しました。また、史跡の維持管理や梓山地区と綱木地区の「獅子踊」、市や県が指定する「吾妻の白猿」や「山上の大クワ」等の様々な天然記念物の保存活動等を支援するなど、文化財の保存に努めました。

これらの取り組みにより、本市の貴重な文化財の適切な保護・保存が図られていますが、活用については、拠点となる埋蔵文化財調査センターが整備されていないことなどから、十分に行われていない状況にあります。

3 第3期「米沢市教育・文化計画」の課題

《学校教育》

21世紀の現在、科学技術の発展が一層顕著になり、私たちの生活はますます便利になる一方、国際情勢は複雑化してきています。我が国においては経済状況の低迷が続くなど、今後ますます社会環境は大きく変化するものと予想されます。

本市においては、少子化が進行しており、学校の小規模化や子ども同士のかかわりの希薄化などが問題となってきています。また、家庭や地域でのかかわりも低下してきており、家庭や地域が従来のような教育力を十分発揮できない状況も見られます。今後ますます情報化、国際化が進み、多様な価値観が混在する中、規範意識の低下、社会性の欠落などとあいまって、子どもたちの健全育成の上で大きな課題となっています。

本市の子どもたちはまじめで素直な子どもが多く、落ち着いて学習することができます。しかし一方で、言われたことはできるが、主体的に行動しようとし、困難な場面に直面すると途中であきらめてしまうなどの傾向が見られます。また、不登校児童・生徒は大幅に減少したものの、発生率はいまだに高く、その原因も近年複雑化する傾向があります。このような課題の背景には、子どもたちを取り巻く環境の変化があり、学ぶ意欲の減退、少子化や遊びの変化によるコミュニケーション不足、困難や苦しみへの耐性不足などがあげられます。

このような実態を受け、本市学校教育としては、教育の基盤として、子どもたちの生活習慣の確立が急務であると考え、全ての学校で共通実践としての取り組みを進めてきました。しかしながら、基礎的学力の伸び悩みや不登校問題の継続、体力の低下など本市の抱える教育課題は大きいものがあります。

また、教育活動を充実させるためには、施設・設備の老朽化への対応や施設の耐震性能の確保とともに、学校教育における新たなニーズなどへの対応が求められています。しかしながら、学校施設の整備には多額の経費を要し、財政的負担は相当なものとなります。さらに、本市には、小学校18校及び中学校8校の併せて26校もの学校施設があることから、優先度の高いところから計画的に整備していく必要があります。

このように子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、一人一人が自らの資質や能力を生かし、誇りと自信を持って生きていくためには、学校教育において、生涯にわたって生きていくための、確かな学力や感性豊かな人間性を育むことが強く求められています。

《社会教育》

平成18年におよそ60年ぶりに教育基本法が改正され、平成20年には社会教育法等の一部が改正されました。

その中で、ややもすると個人充足型に偏りがちな社会教育の実情を踏まえて、社会教育法の改正条項の中に「社会の要請」の文言を入れて、公私のバランスの大切さを強調するとともに、「国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」ことを加え、社会教育振興についての責任の所在を一層明確にしています。

新しい時代の教育理念が示される中、本市においては、生涯の各期にわたる学習機会の提供や、市民の学習に対する自発的な意思を尊重する事業の展開に努めています。これからは個人充足型の事業のみならず、「生活課題」、「地域課題」等の地域づくりやまちづくりに積極的に参画できる人材（財）の育成も求められていることから、社会教育推進の重要な拠点であり、生涯学習の中核的な施設である各地区コミュニティセンターと行政との連携強化、さらに、学校をも含めた援助・支援機能（学社融合）の充実とともに、コミュニティセンターなどの活動拠点の整備についても一層努める必要があります。

また、今後策定される「生涯学習振興計画」についても、上記の考え方を十分勘案し、新たな視点に立った事業計画と組織のあり方について、再構築を図る必要があります。

一方、家庭教育について、少子化の現状の中で「子育て支援」事業は大きな柱の一つではありますが、核家族化の進展に伴う「家庭力」の低下や、連帯意識の希薄化による「地域力」の低下が課題となっている現在、「子育て」にとどまることなく、地域貢献活動や地域振興活動へと結びつく事業の推進を図る必要があります。

さらに、社会奉仕活動、各種体験活動等を実践することは、青少年の人間形成の上で重要な意義を持つものであり、そのためには、学校や企業、福祉施設、民間団体等との連携強化を図り、「いのち、ふれあい、思いやり」の心を醸成する機会を設けることが必要です。

《社会体育》

今日の暮らしを取り巻く環境は、長引く経済不況を背景とした労働環境の悪化や、ゆとり、やすらぎの欠如に起因するストレスの蓄積等の弊害が、大きな社会問題となっています。

このような状況下においても、人生をより豊かにするために「健康」に対する

市民の関心は年々高まってきており、スポーツの必要性・重要性が再認識されるとともに、スポーツを通じた市民相互の交流や連帯意識の高揚に大きな期待が寄せられています。

このことから、生涯における各時期において、身近なところでスポーツを楽しむよう、場所と機会の提供を一層推進するとともに、近年ニュースポーツが数多く出現してきていることから、種目の普及拡大と指導者の発掘・養成に努める必要があります。

また、本市からも全国大会で活躍するような有望な選手も輩出されていますが、選手の育成・強化の面では、まだ課題も多くあることから、学校運動部との連携を図るとともに、効果的で永続的な体制づくりについて検討を行う必要があります。

さらに、「市民総合体育大会」は、永い歴史があり、市民に浸透している状況にあります。人口規模に格差があることや競技種目によって参加できない地区もあり、運営方法について、関係者等の意見を踏まえ見直すべき時期にきていると考えられます。

一方、社会体育を推進する上で活動の基盤となる施設について、今後とも計画的に整備することが必要です。

《文化》

芸術や文化は、過去から現在に受け継がれてきた人類共有の財産であり、全ての人々がその恩恵を受けるとともに、未来に引き継いでいかなければならないものです。また、新たな芸術文化を創造していくことも重要です。

本市には、国の史跡に指定されている縄文時代の「一ノ坂遺跡」や平安時代の「古志田東遺跡」等の数多くの遺跡があり、貴重な遺物も多数出土しています。また、国宝の「上杉本洛中洛外図屏風」や「上杉家文書」をはじめ上杉氏に関する著名な文化財や史跡等が数多く残っていると同時に、精神文化においても上杉文化の影響を色濃く残しており、本市の特徴となっています。

さらに、本市からは、絵画の椿貞雄、福王寺法林や彫刻の桜井祐一や音楽家の大沼哲をはじめとする著名な芸術家が輩出しており、こうした先人を輩出した文化風土をさらに生かしていくことが必要であるとともに、価値観やライフスタイルの変化に伴って、新たな文化を創造し、芸術文化の一層の発展を図っていく必要があります。

現代社会は、情報化や国際化グローバル化が進展するとともに、大きく変化し

ており、これまでより一層、地域のアイデンティティの確立が求められる時代となっています。こうした社会情勢の中、芸術や文化は、人々の心の豊かさや安らぎをもたらすとともに、地域の魅力を高め地域間交流を促進するなど、まちづくりに大きな役割を果たす地域の資産です。

このことは、平成21年に大河ドラマ「天地人」の放映にあわせ、米沢市上杉博物館を会場として開催した「愛と義のまち 天地人博2009」に全国各地から50万人を超える来場者があり、本市経済の活性化に大きく寄与するとともに、本市の知名度の向上にも大きな役割を果たしたことで明らかです。

一方、国においては、文化芸術の振興に関する第3次基本方針の策定のための文化審議会への諮問において、「文化芸術は過去から未来へと受け継がれ、人々に喜びと感動を与えると同時に、経済や国際協力をはじめとする我が国の全ての営みの基盤としてきわめて重要である」との認識を示しており、今後は、こうした考え方の基に国の文化芸術の振興施策が行われるものと考えられます。

また、文字活字離れが進む中で、国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定したほか、「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」を策定するなど、文字活字離れを防止し、豊かな文字活字文化を継承するための施策を講じています。さらに、知識と情報を創造し、市民の文化的生活を支援する地域の拠点となる図書館の充実を図るため、「文字・活字文化振興法」を制定し、図書館体制の整備充実を求めています。

合わせて、急速な情報処理技術の進展により、文字活字のみならず情報伝達手段の多様化、高度化が急速に進み、様々なニーズや情報伝達媒体の発達により図書館や視聴覚教育分野におけるIT化⁶や情報化⁷についても様々な対応が求められています。

このため、国の文化振興施策の基本方針を見据え、これまで受け継いできた伊達氏や上杉氏をはじめとする地域の歴史と先人が培ってきた文化を生かして芸術や文化に親しむ市民を増やし、芸術文化活動を促進するとともに、情報発信力を高め、地域の活性化を図りながら精神的に豊かな生活の実現に資するよう、文化の振興を図っていく必要があります。

⁶ IT化

コンピュータ等の情報処理電子機器を活用して、作業の機械化や効率化とともに、ネットワークを利用した情報の共有及び活用を図ること。

⁷ 情報化

様々な情報を収集し、分類整理加工して有効に活用すること。

基本計画

《学校教育》

本市学校教育の目標と理念 - 生きる力を育む学校教育

これからの10年間を視野に入れると、これまで以上に多様な価値観が交じり合う時代となることは明白であり、このような社会を生きる子どもたちには、生きて働く知恵を身につけ、多様性を許容しながらも、様々な問題に主体的に対応していく力がこれまで以上に必要とされます。それは、自分の見方・感じ方・考え方を相手に伝え、人々とのかかわりの中でよりよく生きようとする社会的実践力を備えた姿といえます。

これらを支えるものは、自ら考え、判断・行動する力であり、つまり、「生きる力」⁸です。

本市としては、「生きる力を育む学校教育」を目標に掲げ、以下のような理念に基づき教育を進めていきます。

基本理念

米沢の教育では、「確かな学力」「感性豊かな心」「健やかな体」の知徳体の基本と、上杉鷹山の教えの中にある「目的意識の確立」「倫理観の醸成」「実学性の重視」を継承し、米沢の子どもを育てていきます。

・目的意識の確立とは

確かな学力と健やかな体を育むためには、主体的に学び、目的意識や課題意識を持って取り組む姿勢が重要です。生涯にわたって学び続け、自分の健康を管理することのできる人間の育成には、与えられたことのみを行うのではなく、一人一人が何のために学び、どのような生き方をしようとしているのか、信念や志が必要となります。目的意識に裏づけされた学力や体力こそ、真に身についた個人の力となります。

・倫理観の醸成とは

多様な価値観が存在する現代社会だからこそ、他者を思いやる心や社会性が求められています。公共心や規範意識などの倫理観は、社会生活の基本であり、豊かな人間関係を築き上げる大前提です。また、子どもの姿は社会の鏡であるとも言われるように、大人社会の中で規範意識の低下が見られ、モデルとなる

⁸ **生きる力**

平成8年中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国教育の在り方について」の中で定義された概念。社会の変化に対応し、基礎基本を身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決しようとする資質や能力のことを指す。平成20年3月に改定された学習指導要領でもその理念が継承されている。

べき姿が見えにくくなっている昨今、小さいときから善悪の判断、正義感の育成など時間をかけて行う必要があります。学校教育では、教えるべきことはしっかりと教え、身につくようにしていかなければなりません。

・実学性の重視とは

かつて、米沢の多くの先人や先輩が、すばらしい文化や産業を興し引き継いできたように、歴史や伝統を尊重しながらも、学んだことを自分の生活の中で生かし活用していく力がつかなければ、学びは花を咲かせ実をつけたことにはなりません。

私たちが求める実学性とは、ただ時代の流行を追うことではなく、社会の変化や時代の要請を感性豊かにとらえ、学んだことを生かし活用していく柔軟性を持ち、自他を認め合いながら、生きる力を備えることです。

これらを重点的に取り組むことが、「自ら考え、判断・行動し、これからの激動の時代を生きる総合的な力」つまり、「生きる力」を身につけることにつながると考えます。

めざす子ども像 - がってしない子ども -

「生きる力」の育成のためには、いかなることにも揺るがない強い信念や社会の変化にしなやかに対応できる柔軟性や自ら成長しようとする意欲が欠かせません。しかしながら、物質的な豊かさや便利さの中で生活している本市の子どもたちの様子を見ると、言われたことや指示されたことはできるが、難しいことをあきらめたり、困難を避けたりする傾向は強くなってきています。

また、自立と共生の社会を作っていくためには、自他の存在を認め合い、助け合える人間関係を構築することができなければなりません。本市に伝わる「おしょうしな」⁹の心を再確認し、感謝の気持ちを持ちながら、あたたかな人間関係を作り出せる子どもの育成にも努める必要があります。

このように、生きる力の育成のためには、心身ともにたくましさを身につけるとともに、温かな心でいろいろな人と関わりあい、学び合えることが必要となります。

以上のような思いを込め、本計画では、本市の方言の「がってしない」¹⁰をと

⁹ おしょうしな

米沢の方言。ありがとう等の感謝の気持ちや、相手を思いやる感情の時に使う言葉。

¹⁰ がってしない

米沢の方言。たくましい、粘り強い、気にしない、へこたれないなどの意味で使う言葉。

りあげ、子どもたちの到達目標として、『めざす子ども像』を示していきます。

「がってしない」の言葉には、へこたれない、びくともしない、辛抱して屈しないなどの忍耐力や粘り強さの意味が含まれています。反面、粗野で何があっても平気な様子、頑固などと受け止められることもあります。本来、忍耐力や根気強さなどの精神的強さとは、自分自身をはじめ、周りの友達や家族などを愛する心や支えあう心の交流があって初めて身につくものです。本市学校教育では、「がってしない子ども」を、「おしょうしなの心」に代表される温かな心の育成を土台にした、心豊かにたくましい子どもの姿ととらえます。

そこには、困難な場面でも粘り強くあきらめずに挑戦することや、将来の夢や自分自身の生き方について志を持ち、それらに向かって努力しようとすることや、意欲を持ち続け、実践する子どもの姿も含まれます。

1 感性豊かな心と健やかな体を育みます

これからの子どもたちに求められるのは、自らを律しつつ、他者と協調し、他者を思いやる心や感動する心などの感性豊かな心と、たくましく生きるための健やかな体や体力を身につけることです。そのため、学校、家庭、地域が十分な連携を取りながら、精神的な自立や社会性を育むための施策と、自らの健康に関心を持って体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育む施策を行います。

(1) いのちの教育、心の教育の推進

現状と課題

近年の社会状況の変容を背景に、家庭や地域の教育力が低下するとともに、地域の大人・異学年の子ども同士のかかわりが減少し、子どもたちに思いやりの心やモラルが十分身につけていない状況が見受けられます。

このような状況を踏まえ、学校教育では、自他を尊重する心や豊かな人間性、社会性を身につけるとともに、善悪の判断や社会のルールを守り、自信と誇りを持って生きることができる子どもを育む教育を推進する必要があります。

施策

道徳教育の重視

ア 自尊感情の向上を図る指導の実施

イ 規範意識の向上を図るための法教育の実施

ウ 教員研修の実施

交流・体験活動の充実

ア 自然体験・ボランティア活動などの実施

(2) 学校不適應の未然防止の推進

現状と課題

第2期教育・文化計画の重点施策として、不登校児童生徒問題の解消に取り組み、一定の減少は果たしました。しかしながら、不登校の長期化や原因の複雑化などもあり、本市の不登校児童生徒の発生率は、依然、県内でも高い方です。また、いじめなど、子どもたちの人間関係の未熟さが原因となる学校不適應も増加傾向にあります。

いじめの根絶や不登校の減少に向けて、早期発見・早期対応のための体制と相談・支援体制の推進が求められています。

施策

スクールガイダンスプロジェクト事業の継続

支援員などの配置による子どもの居場所づくり

(3) 体力づくりの推進

現状と課題

便利になった社会環境やライフスタイルの変化は、体力や運動能力の低下や生活習慣病などの低年齢化、食生活の乱れなど、子どもの健全な発育・発達に様々な影響を与えています。体力・運動能力調査の結果、本市の結果は、全国や県全体と比べて大きく劣るものではありませんでした。しかしながら、子どもたちの親の時代と比べて格段に体力が低下してきていることは明らかであり、安心できるものではありません。また、変化の激しい社会を生き抜く力を持つためには、健やかな体づくりが求められています。

学校・家庭・地域が連携し、運動の大切さを知り、楽しさを味わうことができる環境を整え、子どもたちが目的意識を持って運動に取り組む教育の推進が求められています。

施策

学校体育や運動部活動の充実

ア モデル校による体力向上研究実践

イ 有識者を招いての講習会や外部講師による実技指導の実施

(4) 健康づくりの推進

現状と課題

社会全体で健康問題に関心が高まっている一方、生活習慣病は増え、偏った知識や情報が流布する傾向が見られます。特に、子どもたちの生活面の課題として、食生活の偏り、睡眠等の生活習慣の乱れなどがあげられ、大人の生活の乱れが子どもたちの将来に関わる健康問題へ影響しています。

このような問題の解消のためには、子どもたちが健康に関する正しい知識を身につけるとともに、生活習慣、食習慣として実践力をつけることが必要となります。

子どもたちが自らの健康に関心を持ち、健康の増進、病気の予防など、健やかに生きるための主体的な健康づくりができるような教育を推進し、特に、健康づくりの基盤となる基本的な生活習慣の確立を図ることを重点的に取り組む必要があります。

施策

早寝早起き朝ご飯の徹底

ア 大学や関係機関との連携による指導法の研究

イ 学校給食の充実

ウ モデル校による地産地消の実施

エ 小中一貫した食育の実施

2 確かな学力を育みます

大きく変動し続ける21世紀社会を担う子どもたちには、知識や技能の習得に加え、身の回りや社会に対する問題意識を持って自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら解決する資質や能力などの確かな学力が求められています。これらの力を身につけてこそ、社会の中でたくましく生き抜くことができます。このような力を子どもたちが身につけることができるようにするためには、学ぶ楽しさや学ぶ意義を伝えるための施策を重点的に推進し、子どもたちの学習意欲の向上を図ることを大切にしていきます。また、意欲を持続させるためにも、基礎・基本を確実に身につけるとともに、学習習慣の定着、読書活動の推進などを通して、一人一人に確かな学力の定着を図ります。

(1) 学ぶ目的意識を持ち、将来の生き方を考える教育の推進

現状と課題

様々な学力調査の結果から、本市の子どもたちの学力は、基礎的・基本的な知識の定着については成果が見られたものの、その知識や技能を活用・応用する分野においては、全国と同様に課題が見受けられました。また、学習に対する意欲と学力は相関関係にあることも判明しました。

今後は、基礎的・基本的知識の習得の徹底とそれらを活用する力の育成及び高い学習意欲と粘り強い態度の育成が必要となります。こういった取り組みが、生涯にわたって学び続けようとする「生きる力」の育成につながるものと考えます。

子どもたちが自分で学びの目的を設定し、学び続けることができるように、指導法の工夫や改善を図るとともに、将来の生き方や職業に関して考える教育を推進する必要があります。

施 策

自ら学び自ら考える教育の充実

ア 基礎基本の定着と自ら学ぶ力を育成する指導法の工夫

イ 活用する力を育成するカリキュラムの構築

ウ 関わりあい、高めあう学習集団の形成

エ 指導力向上のための教員研修の充実

オ 教材備品の充実

発達段階に合わせたキャリア教育の実施

ア 米沢チャレンジウィークの実施

イ 職業観や勤労観を育成する体験活動の工夫

(2) 学習習慣の定着と読書活動の推進

現状と課題

「学校図書館整備事業」や「生きる力を育む感性教育支援事業」などを通して、学校図書館の施設整備・人的配置を進めるとともに、各学校においては、読み聞かせや朝読書等、多様な読書活動に取り組んできました。しかしながら、学年があがるにつれ、読書から遠ざかる傾向があり、学校図書館の活用もまだ十分とはいえないのが実態です。

また、本市の子どもたちは、全国学習状況調査などの結果から、家庭での学習時間が少ないという実態が明らかになっており、読書習慣や学習習慣の確立が求められています。

学校や家庭での学習習慣定着や読書活動推進のため、家庭と連携しながら支援体制を推進するとともに、学校図書館の整備を進めていく必要があります。

施 策

学び方についての啓発活動の実施

ア 米沢っ子のまなび¹¹の作成

家庭と連携した読書活動の実施

学校図書館の充実

3 社会とともに生きる力を育みます

国際化する社会の中で自分自身を見失わずに生きるためには、子どもたち自らが社会の一員であることを自覚し、社会に貢献しようとする意識とともに、自らのアイデンティティの基盤である郷土や日本固有の伝統や文化に対する理解を深め、愛着や誇りを持つことが重要です。そのうえで世界の多様な文化を吸収し、理解を深めていく必要があります。社会の中で自分の学んだことや意思を表現できる能力を育て、進んで活用しようとする態度を育成する教育を推進します。

(1) 地域学習の推進

現状と課題

本市には優れた歴史的・文化的遺産が多く残されており、上杉鷹山をはじめとする先人の功績なども広く語り継がれています。これまでも、社会科副読本、道徳副読本などを本市独自に作成し、本市の歴史や文化について積極的に学習する機会を設けてきました。

自分の育った郷土について理解を深めることは、郷土に対する誇りと愛着を育て、社会の一員としての自覚を育むことにつながります。

自分のふるさとを語ることのできる子どもを育てるために、地域の自然環境や文化財などを活用した学習、地域の歴史や文化伝統などに関する調査活動や体験活動を通じた学習の推進が求められます。

施 策

米沢学¹²の実施

¹¹ 米沢っ子のまなび

学習の仕方や心構え、または自学学習の仕方など、小中学生に身につけさせたいことをまとめた手引き。

¹² 米沢学

米沢の歴史、文化、自然、特色などを取り上げて学習する内容。

博物館・図書館・コミュニティセンターなどとの連携学習の充実
地域の人財の活用

(2) コミュニケーション能力の育成

現状と課題

ゲームが子どもたちの遊びの中心となり、子ども集団の中でも、直接、人とかわることが減少してきています。自分の思いを言葉に表すことに苦手意識を持つ子どもが増え、発達段階にあわせた表現方法や語彙を身につけることが課題となってきました。

これまでも、様々な教育活動の場面で、子どもたちに発表の機会を設定したり、自信をつけさせたりするような取り組みを行ってきました。これからますます国際化するグローバル社会において、多様な表現方法を身につけ、様々な人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成が求められます。

多くの人々と理解しあい、信頼関係を築いていくことができるように相手の考えにも十分耳を傾け、自分の考えを持ち、相手に伝えていくことができる力を養う教育の推進を図る必要があります。

施策

言語活動の重視

国際理解教育の充実

ICT¹³を効果的に活用した情報教育の推進と情報モラル教育の重視

4 自立と社会参加を目指した特別支援教育を推進します

子どもたちを取り巻く社会環境の変化の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた教育や支援の充実を図ることが求められています。そのためには、一人一人の発達段階、特性を十分考慮したきめこまやかな教育を推進する必要がある、これらは、特別支援学級のみならず通常学級の中においても求められていることです。子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基礎となる力を育むための支援体制の整備、学校と関係機関との連携などを推進します。

¹³ ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術のことを指す。学校教育では主に、パソコン、電子黒板、デジタル教科書などが中心となる。

(1) 特別支援教育のサポート体制の推進

現状と課題

年々、特別支援教育を受ける必要のある子どもは増加しており、多くの小・中学校で特別支援学級が設置されています。子どもの抱える障がいは多様化、複雑化し、個人差も大きくなっており、これまで以上に、一人一人の教育的ニーズに適切に対応する教育が求められてきています。

特別支援教育を推進するため、特別支援教育コーディネーター¹⁴を養成する他、関係機関と連携した巡回相談を実施するなど学校や教職員をサポートする支援体制の充実が求められています。

施 策

特別支援教育コーディネーター研修会の実施

巡回相談の実施

関係機関と連携した学校支援体制の確立

適切な就学指導の実施

(2) 個に応じた指導の充実

現状と課題

現在、県の「さんさんプラン」に基づき、小・中学校全ての学年で少人数学級編制を行い、少人数ならではの学級づくり、授業形態の工夫等に取り組んできました。

子どもは、能力や適性、興味、関心など一人一人異なっています。学校教育では、その多様な特性等を十分理解し、それらを伸ばすことが求められています。少人数教育を生かすためにも、子どもの実態を十分に把握し、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための教育を更に進めていかななくてはなりません。

また、生活や学習上の困難を克服するために、支援員を配置するとともに、相談機能を充実させ、保護者の不安解消に努めるなど、個別の支援体制の充実を図る必要があります。

施 策

スクールガイダンスプロジェクト事業の継続

相談窓口の設置

¹⁴ 特別支援教育コーディネーター

障がいのある子どもへの支援を行うために、各学校で中心となって支援の調整や計画作成を行う教員。

子ども理解に関する教育研修の充実

5 信頼される学校づくりを推進します

学校に寄せられる期待と、学校の果たす役割は、ますます増大する傾向にありますが、学校や地域で発生する問題は複雑化してきています。学校教育現場で発生する問題は、個々の学校だけでは的確な状況把握や問題解決ができないことも多くなり、家庭はもちろんのこと、地域の人々や関係機関、専門機関などの協力や連携を必要とする事例が増えてきています。これからは、相互に足りない部分を補完しながら、互いに連絡を取り合って物事を行う「連携」から一歩進めて、互いの役割分担を前提とした上で、お互いが一体となって物事を進める「融合」へと意識を改革していかなければなりません。多様な教育課題の適切な解決を目指し、地域が一体となった人づくりを推進します。

また、学校は子どもたちにとって安全で安心な場所であってはなりません。近年、社会全体で、大地震などの自然災害や外部からの不審者侵入、登下校の声かけ事案など子どもたちの安全を脅かすような事件事故が多発しています。災害時や事故発生時の迅速かつ適切な対応と、事件事故の未然防止に向けた危機管理体制の整備を図り、家庭や地域と連携して、子どもたちの安全確保と学校の安全管理を推進します。

(1) 学校段階間、学校間連携を生かした特色ある学校づくりの推進

現状と課題

近年、入学したばかりの子どもが学校に適應できない「小1プロブレム」・「中1ギャップ」などの問題が生じています。今現在起きている生徒指導の問題が、幼児期に起因する事例も多くあり、幼児段階における人格形成の基礎を培う教育が重視されています。これからは、幼稚園・保育所・学校がそれぞれの役割を明確にしながら連携し、学びの連続性を意識した教育が一層求められてきています。

施策

特色を生かした学校経営への支援

幼保小中の連携の充実

中学校区を母体とした教育懇話会の設置

小中一貫した生徒指導の確立

(2) 評価を生かした学校づくりの推進

現状と課題

学校の裁量が拡大し、特色ある学校づくりが求められる中、よりよい学校づくりについて、保護者や地域の関心が高まってきています。これまで、学校評議員制度の活用を図りながら、学校の状況に関して成果や改善点を明確にし、検証することに取り組んできました。

今後一層、学校が適切な説明責任を果たすこととともに、学校の状況について保護者や地域の方々と共通理解を持つことにより交互の連携協力の促進を図ることが期待されています。

家庭や地域の信頼に応え、連携した学校運営を実現するため、保護者等による関係者を含めた学校評価を行い、その結果を公表するとともに、その結果に基づいた学校運営の改善を図るなど、学校評価システムの効果的運用を図ることが求められています。

施 策

学校評議員制度の活用

学校評価の工夫

教職員の指導力向上のための研修の充実

(3) 家庭や地域と連携した教育活動の推進

現状と課題

家庭や地域とのつながりなしには教育活動は成り立ちません。これまでも三者が連携協力しながら、行事や教育活動を行ってきました。しかしながら、少子化や地域コミュニティの弱体化などで、学校が負うべき部分が多くなってきていることも事実です。

家庭・学校・地域のつながりを大切にし、相互に連携・協力して一体感のある教育を展開することにより、社会全体で子どもを育む環境が整います。地域の教育力を学校の教育力向上に生かす取り組みや家庭・学校・地域が連携して子どもの健全育成を推進する取り組みを更に進めていく必要があります。そのためには、情報の共有化を進めることにより、家庭・学校・地域のつながりを強め、教育力を高めていく取り組みが求められています。

施 策

家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進

ア コーディネーターの育成

イ 地域懇談会などの開催

家庭・地域と連携した学校の活性化

ア 情報の発信

関係機関との連携による家庭・学校・地域への支援

ア サポート会議などの開催

(4) 保護者や地域と連携した安全対策の推進

現状と課題

登下校において、交通事故、不審者などの遭遇事案が発生し、子どもたちの生命や心身の安全が脅かされている状態があります。子どもたちが安心して学校生活を送ることは、学校教育の基本であり、特に防犯体制の強化や校内や登下校の安全管理の徹底が望まれます。

施策

見守り隊の充実

警察との連携の強化

危機管理対応の手引き作成

(5) 安全教育の推進

現状と課題

全ての学校で避難訓練などの安全教育を実施しており、学区の安全マップなども作成し、周知徹底を図ってきました。しかしながら、本市においても犯罪は増加しており、犯罪の低年齢化、凶悪化など、社会情勢も変化しています。

子どもたち一人一人が命を大切に、自分の身は自分で守る力の育成を図ることができるよう、発達段階に応じた安全教育の充実が求められています。

施策

各種避難訓練の充実

外部講師による研修会の充実

6 子どもたちにとって、よりよい学習環境の充実に努めます

子どもたちが、より安心して学習に取り組むためには、その環境整備が重要です。

特に、学校施設は、子どもたちが一日の大半をすごす学習・活動の場であると

ともに、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、より安心・安全な施設として耐震化はもとより老朽施設の計画的な解消を推進します。

また、環境教育が身近なものとなるよう、環境に配慮した施設の整備・設備の導入を推進します。

さらに、学校教育の場としてだけでなく、地域に開かれた施設としての積極的な社会開放を推進します。

(1) 安心・安全な学校づくりの推進

現状と課題

小中学校26校のうち、平成になってから新築あるいは建て替えられた学校施設は、松川小学校、第一中学校、南原小学校、第七中学校及び第六中学校の5校だけであり、多くの学校施設は、築後20年以上経過しており、今後とも計画的な整備に努める必要があります。

また、耐震化対策については、子どもたちの安全で安心な教育環境の確保から喫緊の対応が求められています。

施策

老朽施設の解消

ア 上郷小学校増改築事業

イ 第四中学校増改築事業

耐震化の推進

ア 平成26年度までの耐震化の完了

(2) 環境に配慮した学校づくりの推進

現状と課題

学校施設の多くは、耐震性の確保から鉄筋コンクリートづくりの校舎が多く、ともすると無機質な雰囲気になりやすい懸念があります。本市では、腰板など内装に木材を利用していますが、今後も引き続き自然を意識した環境づくりに努める必要があります。

また、一部の学校では、自然エネルギーを教材として導入していますが、さらに導入を拡大していく必要があります。

施策

建物内部における木材の活用

ア 緑豊かな本市の自然環境を生かし、積極的な木材の利用

イ 環境教育との連携

校内緑地化の推進

ア 緑に触れる機会の拡充

イ 校庭の緑地化の推進

太陽光発電などの導入

ア 太陽光発電など環境教育に配慮した設備導入の推進

(3) 開かれた学校づくりの推進

現状と課題

学校施設は公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっては、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用されていますが、市民ニーズが多様化しており、全てのニーズに対応できていない状況にあります。

施策

地域に開かれた施設としての積極的な社会開放の推進

市民ニーズに対応した施設整備の推進

(4) 学校の適正規模・適正配置についての検討

現状と課題

21世紀に生きる子どもたちの教育の機会均等などを実現し、教育水準の維持向上を図るためには、時代に合わせた教育内容や方法を検討していくことはもちろんですが、現在の学校の規模や配置などを見直し、よりよい教育環境を整備することが求められています。

人口減少と少子化に伴う学校の小規模化に対応し、教育環境の改善と向上、学校の活性化を図るため、「米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会答申」¹⁵を基に、適正規模・適正配置に関する計画を策定した上で、検討組織を設置して進めていく必要があります。

施策

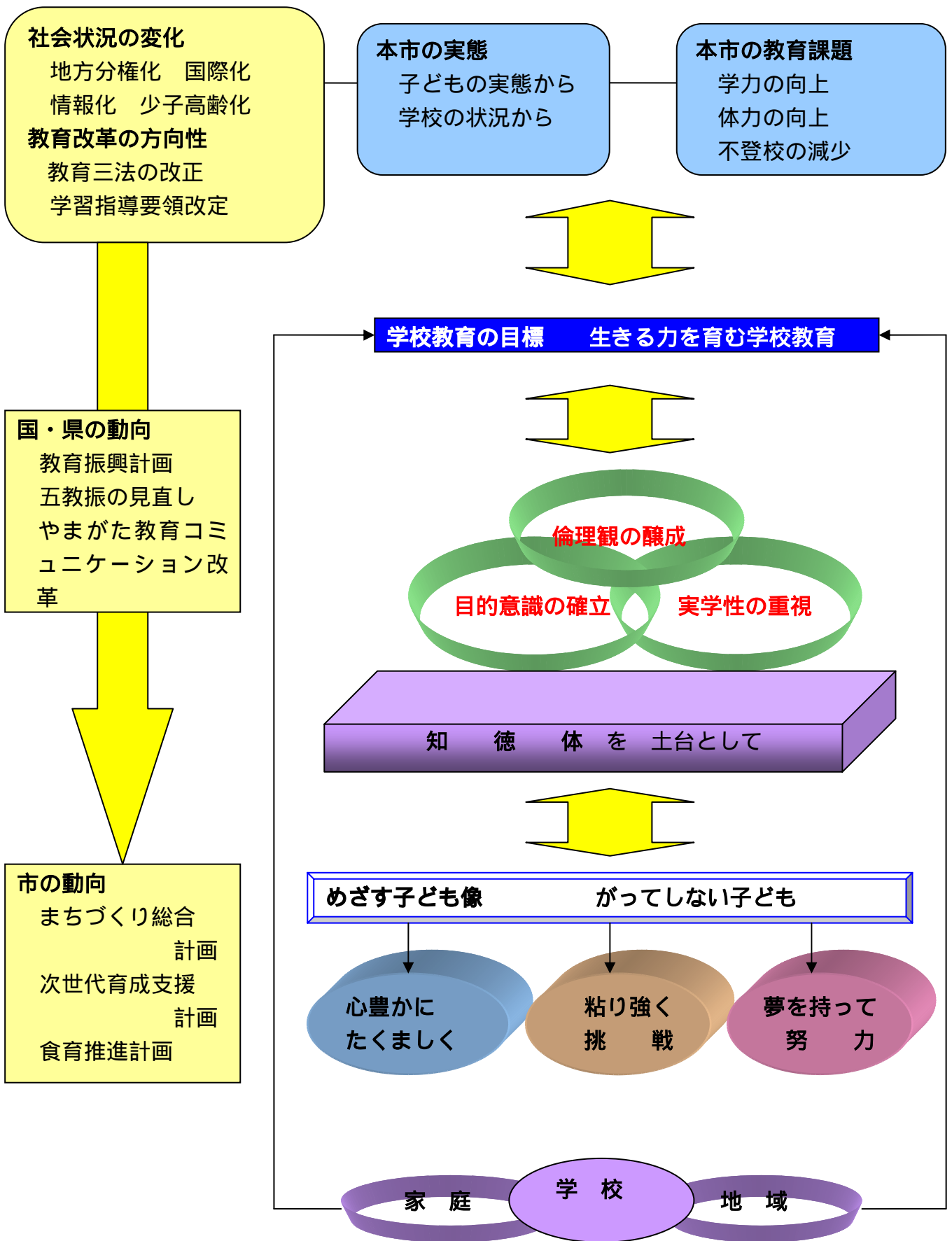
生きる力を育む学校づくり推進計画(案)の策定

検討組織の設置

¹⁵ 米沢市立学校適正規模・適正配置等検討委員会答申

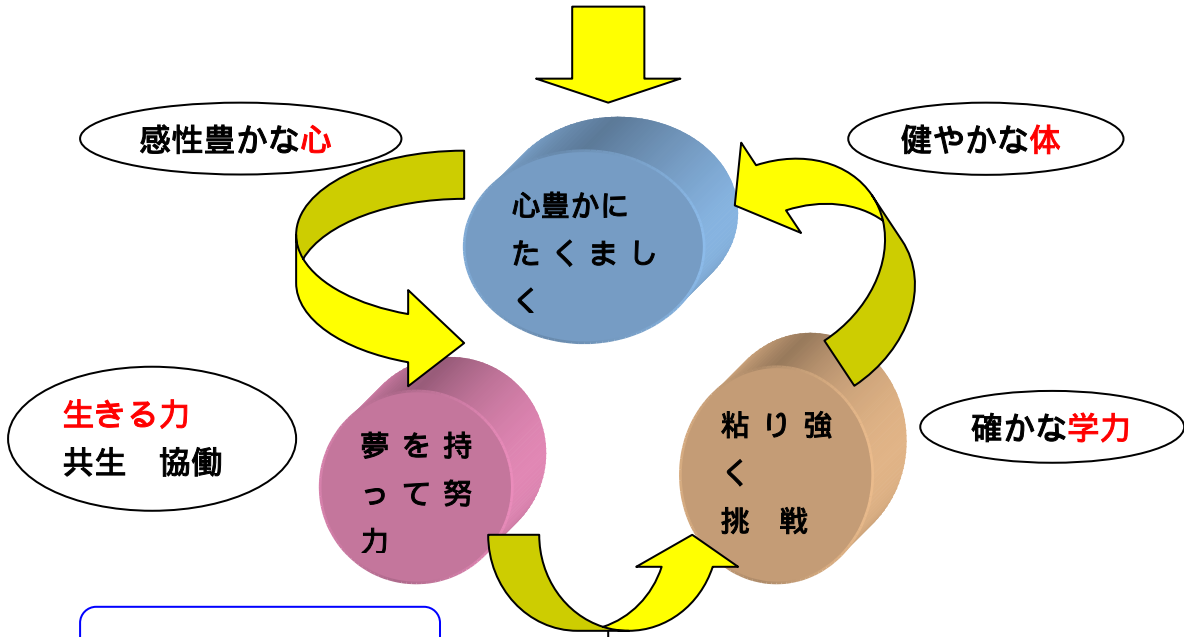
教育環境整備の改善と向上を図るため、平成21年～22年度に、学校の適正規模と適正配置等の基本方針について検討するために検討委員会を設置した。平成22年度末答申提出。

全体構想図

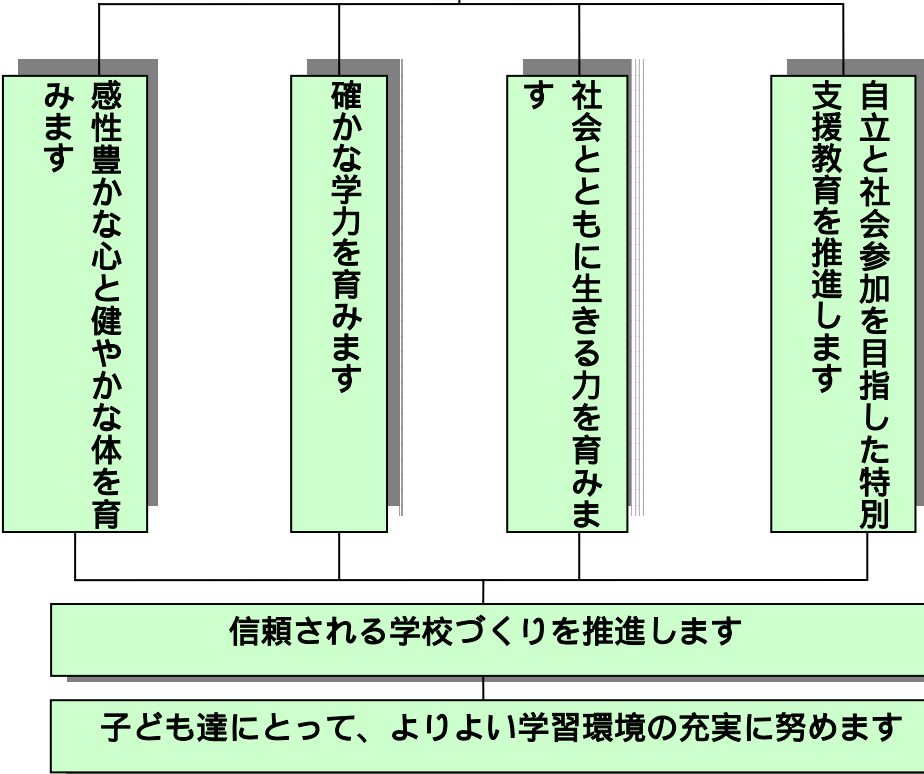


基本計画 がつてしない子どもの育成をめざして

めざす子ども像： がつてしない子ども



施 策



《社会教育》

1 生涯の各期における学習機会

一人一人が相互に認め合うとともにお互いの能力を発揮し、自己実現を達成できる豊かな社会づくりを進めるために、社会変化に対応しつつ生涯を通しての学習課題や生涯の各期に応じた学習課題を検討精査し生涯各期における学習機会の拡充強化を図ります。

(1) 乳幼児期

現状と課題

親の学習機会の充実

乳幼児期は、基本的な人格が形成される重要な時期であり、この時期の教育は、主に両親及び家庭によって行われます。しかし、少子化により家庭における集団活動や切磋琢磨(せつさたくま)の気風が失われるとともに、過保護や過干渉の傾向が見られます。

生命の尊重、子どもの発達段階に応じた基本的な生活習慣、しつけ、創造性の伸長、健康管理等についての学習機会を充実する必要があります。特に、父親の子育てへの積極的なかかわりを促進するとともに、胎教等が重要なことから妊娠期の親を対象とした学習機会の充実を図る必要があります。

学習に参加しやすい環境づくりの推進

親の意識の変化やライフスタイル、就業形態等の多様化に伴って、親子のスキップ不足や子どもの育て方に対する考え方等に差異が見られます。

育児に関する各種学級・講座等に参加したくても、保育上の問題から参加できない状況にある親もいることから学習に参加しやすい環境づくりを推進する必要があります。

子育てしやすい環境の整備

核家族化の進行に伴って、育児環境が変化し育児について相談する相手がなく、不安を抱えながら子育てする親が増加するとともに児童虐待、育児放棄、放任等の問題も表面化してきています。

核家族化や地域の人間関係の疎遠さの中で、育児に不安を持つ親が増える傾向にあることから、安心して相談できるよう子育てしやすい環境について検討する必要があります。

施 策

親のための学習機会の提供

子育てや家庭教育に関する学習機会を充実するために、コミュニティセンターや行政の各分野、教育機関・団体、企業等との連携を強化し、計画的体系的な学習機会を提供します。また、父親や妊娠期の親を対象にした学級・講座等を開設します。

学習環境の整備

親が安心して学習に参加できる環境づくりを推進します。

育児サークル（グループ）育成

親子のふれあいや集団遊びの機会を促進するとともに、親の仲間づくりを進めるために育児サークル（グループ）の育成に努めます。

子育てしやすい環境の整備

子育てについて安心して相談できる態勢やゆだねられる環境づくりを推進します。

家庭教育に関する情報の提供

行政の各分野との連携を図り、子育てや家庭教育に関する各種情報を定期的に提供します。

（２）少年期

現状と課題

自然とのふれあいの拡大

少年期は、乳幼児期に引き続いて基本的な生活習慣と社会的人格を形成する時期にあります。しかし、家庭や地域の教育力の低下や少子化により基本的な生活習慣が身につけていなかったり、自立の遅れや社会力に欠ける傾向が見られます。

少年期においては、動物や植物に対する愛情を培い、大自然と生命の神秘への畏敬の念を育み、自然を大切にすることを学ぶために、自然にふれあう機会を拡充する必要があります。

家庭教育に関する学習機会の拡充

経済的な豊かさや少子化により過保護や過干渉の傾向にあり、そのため我慢する力が弱かったり、自己中心的な行動が見られます。

親の意識の変化やライフスタイル、就業形態等の多様化に伴って、子どもの環境も変化していることから、家庭教育の意義と家族の役割を再認識して、そ

の本来の教育機能が十分に発揮されるよう、親の学習機会を拡充する必要があります。

家庭団らんの推進

命を大切に作る心や他人を思いやる心が希薄になっていることから日常生活を通して親と子の信頼、敬愛、慈愛の心を育むため、家庭団らんの機会をできるだけ多く持つように心がける必要があります。

生活体験、社会体験の機会の拡充

善悪を判断する力が低下しており、非行の低年齢化や不登校等は社会問題になっています。

子どもの自立や社会力を育むために、基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、子どもにも家事の役割分担を持たせるなど、生活体験の機会を与える必要があります。また、地域育成部（子ども会）活動、スポーツ少年団活動、各種体験活動を拡充し、気力、体力、社会力を養う必要があります。

地域活動の機会の拡充

活動期の子どもたちにとって、貴重な教育環境である自然とのふれあいや集団遊びが減り、テレビやゲームなどのメディア機器、あるいはパソコンをはじめとするIT機器と接する時間が多くなり、そのため家庭に閉じこもる傾向が見られます。

地域育成部（子ども会）の再編を図り、地域の大人と一緒に社会・地域貢献活動に参加し、地域の一員としての自覚を高める必要があります。特に中学生が参加できる地域活動の機会の拡充を図る必要があります。

子どもの居場所づくりの促進

親の意識の変化やライフスタイル、就業形態等の多様化に伴って、一部の親に放任主義が見られ、児童虐待等の問題が起るとともに、子育てについての父親のかかわりが薄い傾向にあります。

地域全体で子どもを見守り、育み、さまざまな体験活動ができる安心な居場所づくりを促進する必要があります。

地域の環境の変化への対応

カラオケ、コンビニ、映画館等深夜まで営業する店が増加していることや、青少年に有害な図書類、酒・タバコの自動販売機が設置されるなど、青少年の育成上憂慮される環境が進んでいることから、親は子どもの日常生活や地域の環境に目を向けるとともに、PTAや地域の関係機関・団体が連携して地域の環境の浄化に、より一層努める必要があります。

インターネット環境についての学習機会の拡充

携帯電話やパソコンのインターネットなどが子どもの生活に浸透し、それらからの有害情報によって、子どもたちが犯罪に巻き込まれたり被害者になる事例が発生しています。

インターネットに潜在する危険性や長時間使用による健康への影響等について、知識の習得と使用モラルの醸成のため、保護者や子どもたちの学習の機会の拡充を図る必要があります。

施 策

家庭教育事業の充実

親を対象とした家庭教育学級や講座を開設するとともに、関係機関・団体等との連携を図り、計画的、体系的な学習機会を提供します。また、父親を対象とした講座を開設します。

家庭団らんの推進

家庭において、親と子が団らんする機会を多く持つよう啓発を推進します。

少年教育事業の充実

学校との連携のもと、コミュニティセンター、児童会館、青年の家等が中心となって、放課後や週末を活用した体験、交流活動等の場づくりや自然とのふれあい、ものづくり体験、集団宿泊体験等の活動ができるように学習の機会と場の拡充に努めます。

団体活動の充実と奨励

少年の社会力を培うために、異年齢集団である地域育成部（子ども会）や放課後子ども教室の充実と奨励に努めます。また、中学生を対象としたボランティアグループの育成を図ります。

指導者の確保と育成

地域に住んでいる、優れた知識や技能を持つ指導者を確保するとともに、地域育成部（子ども会）等の指導者の意見交流の場を計画します。

家庭、学校、地域の連携の推進

三者の相互の連携を強化し、子どもの社会力や家庭、地域の教育力の向上を図るとともに、地域環境のより一層の浄化と少年の健全育成に努めます。

インターネット環境についての学習機会の拡充

携帯電話やパソコンなど新たな情報機器による有害情報から子どもたちを守るために、保護者や子どもたちの学習機会を拡充します。

(3) 青年期

現状と課題

学習機会の拡充

義務教育の終了時から成人に至るまでの青年期は、自立意識に芽生え心身ともに成長する過程にあり、自己の完成を目指して、家庭、学校、職場、社会等において様々な活動を営んでいます。他方、不登校や家庭に引きこもる者も増加の傾向にあり、自立の遅れや社会力の欠如等が指摘されるとともに衝動的、せつな的な行動に走る者もいます。

青年は近い将来において、家庭、職場、社会を担う立場にあることから、趣味やスポーツ活動だけでなく、人格の形成に関することはもちろんのこと、親になるための学習、社会人として自立するための学習、時代の変化に対応する知識や技能の習得等、多面的に学習しなければならない時期であります。このことから幅広く学習機会を提供する必要があります。

在学青年の学校外活動の促進

青年は、精神的身体的に積極的に活動し得る時期であり、芸術文化、スポーツ活動に対する旺盛な欲求を抱いています。

在学青年の社会力を培うために、地域自治会活動や学校外における各種の団体・グループ活動、ボランティア活動等への参画を促進する必要があります。そのためにも、存在感や出番を与えるための工夫を行う必要があります。

勤労青年の社会参加と集団活動の促進

社会的存在としての一人前としての意識が低く、自己否定感を持ったり、現実逃避的態度をとることがあります。

郷土愛を養い、地域社会の一員として自覚を高め、豊かな地域づくりに貢献できるよう、勤労青年の社会・地域貢献活動を奨励するとともに活動の機会を促進する必要があります。

リーダーの育成

集団活動や地域活動を敬遠する傾向にあり、気の合った少人数の仲間で行動する傾向にあります。

青年の主体的な集団活動や社会・地域貢献活動を促進するためには、リーダーの育成を図る必要があります。

国際交流活動への参加奨励

在学青年の中には、学校や地域においてボランティア活動に取り組んでいる者も多くいます。

国や郷土を愛し国際的な視野を培うために、国際交流活動への参加を奨励する必要があります。

施 策

学習機会の拡充

青年期に必要な課題に対応した学習機会の充実に努めるとともに、自主運営能力の向上を図ります。

仲間づくり、団体・グループ活動の促進

勤労青年を対象に、青年の家やコミュニティセンターの利用促進を図り、仲間づくりや団体・グループ活動への参加を奨励するとともに、企業内における学習やスポーツ、芸術文化活動等への参加促進に努めます。

在学青年を対象とした学習機会の提供と学校外活動への参加促進

在学青年の学校外活動への参加を促進するために、ボランティアリーダー研修会を実施してリーダーの育成を図るとともに、地域自治会や各種団体活動、ボランティア活動への参加促進に努めます。

青年海外派遣事業の拡充

国際的な視野を持つ青年リーダーの育成と国際交流活動を促進するために、現在実施している青年海外派遣事業を継続するとともに情報の提供に努めます。

地域活動実践事例の提供

青年期のエネルギーを社会・地域貢献活動、ボランティア活動等に情熱を傾注している人や団体の実践事例を収集し、情報として関係機関・団体等に提供します。

(4) 成人期

現状と課題

学習機会の拡充

成人期は、家庭、職場、地域において重要な責任を負うとともに、多様な課題に対応した学習を必要とする時期であります。一般的に仕事とのかかわりが強く、仕事上の能力開発やスキルアップ、資格取得等に学習時間が費やされる傾向が見られます。また、多様な課題に対する学習機会にしても、勤務時間の変則化や就業形態等の多様化により、開催への参加は難しくなっています。

学習需要の高度化、多様化に応じた学習機会の拡充が必要であり、特に、専門的な知識や技能の習得、職業能力向上、資格取得等の学習機会の充実に努める

必要があります。

また、成人層は、家庭、仕事、地域での諸活動への参画等でゆとりに欠けることもあって、学習活動への参加状況は、必ずしも良い状況にあるとはいえないため、学習内容や機会等を検討する必要があります。

女性の社会進出に対応した学習機会の精査と教育力の構築

女性の社会進出に伴って、女性の生き方やライフスタイルも多様化しています。また、女性は、家庭における子どもの教育に直接的にかかわる度合いが高いので、スポーツ少年団活動等に対する意識やサポートの度合いは高い傾向にあります。

女性の社会進出に伴う意識の変化に対応した学習内容や学習機会の充実を図るとともに、男女が対等な立場で、家事や育児、介護、社会活動等に責任を分担し合うという男女共同参画社会に向けた、学習機会を推進する必要があります。さらに、女性特有のきめ細やかさや優しさに裏打ちされた教育力を社会還元の立場に立って構築する必要があります。

学習情報の提供及び地域活動の組織化

寿命の伸長により、高齢化率が高くなり一人一人にとっての退職後の人生設計がますます大切になっていると同時に地域社会の維持、発展にとっても大きな関心事となることから、成人の学習意欲を高めるため、学習情報の提供のあり方を一層充実する必要があります。

成人期は、地域自治会や地域活動においてリーダー的存在であり、その力をまちづくりや地域づくりに結びつける方策を確立するとともに、学習機会を構築する必要があります。

施 策

学習機会の拡充

成人の学習機会を拡充するために、県や隣接市町、教育機関・団体、企業等との連携を強化し、高度で多様な学習機会の提供に努めます。また、企業内における学習活動を奨励します。

女性の社会進出を支援するための学習機会の検討と教育力の構築

社会の様々な分野で活躍する女性が増加していることから、その活動を支援するための学習機会や男女共同参画社会の一層の充実を目指しての学習機会を開発するとともに、女性の持つ教育力の構築についても推進するように努めます。

市民主体の学習を促進するための学習方法の開発

市民自らが主体的に学習活動に取り組む環境を整備するために、行政の各分野、教育機関・団体、民間企業等の連携による出前講座をより充実するように努めます。

地域活性化の推進と組織化

活力あるまちづくり、地域おこしを促進するために、地域づくりに関する研修会の開催や学習機会の構築、実践活動の情報提供についても推進するように努めます。

(5) 高齢期

現状と課題

総合的な施策づくり

寿命の伸長によって、高齢者が急激に増加しています。

今後、ますます高齢化が進むことから、行政や関係機関・団体等との連携を強化して、健康で生きがいのある生活が営まれるよう、より一層総合的な施策づくりを推進していく必要があります。

学習内容の精選

高齢期は、自由時間の増加に伴い、生きがいのある生活を望んでいる一方、家庭に閉じこもり孤立する傾向の人も見られます。

高齢者各人の能力、健康、経験その他個別の諸条件に対応できるような多様な学習内容を構築する必要があります。

集団活動の拡充

高齢者には、すぐれた知識、技能、経験等を生かして、社会的、家庭的貢献をしている人も多くいます。

それぞれの生きがいとうるおいのある生活を積極的に推進するために、コミュニティセンター等との連携を図り、集団活動の機会と場を拡充する必要があります。

健康保持の奨励

老齢化に伴う身体的な不安と生活上の諸問題を抱えている人もいます。また、高齢者の虐待について社会問題になっています。

豊かな老後を送るためには、自らが適切な健康管理を行うとともに、各人に適した多様なスポーツ・レクリエーション活動を奨励し、体力や精神力を維持する必要があります。

社会活動への参加

集団活動については、生活水準の向上と多様な団体活動や社会活動の進展により、活発な活動が展開されています。

高齢者にとって、自分の経験や知識、能力を生かして活動することは、生きがいの重要な源泉であることから、家庭教育、青少年の育成、まちづくりや地域づくりなど各種の活動に参加し、貢献することを奨励する必要があります。

施 策

総合的な施策づくり

今後ますます高齢社会が進むことから、健康で生きがいのある生活、高齢者に快適なまちづくり、適切な支援のあり方などについて行政の各分野、関係機関・団体等の連携を強化して、総合的な施策づくりに努めます。

学習機会の提供と充実

各地区コミュニティセンター等を中核にして、多様な学習機会を提供するとともに、学習内容の充実に努めます。

団体・グループ活動の育成と拡充

高齢者の意識やライフスタイルが多様化していることから、多様な団体・グループ活動の育成に努めるとともに、コミュニティセンター、教育機関や民間団体、企業等との連携を密にして、気安く集まり、生活を楽しむことのできる機会と場を拡充します。

社会・地域貢献活動の機会の拡充

生きがいづくりや社会・地域貢献の視点に立ち、学校やコミュニティセンター等、そして子育て世代の親との連携を強化し、個々に持っている知識や技能、経験を、次世代に継承することや乳幼児の保育等について寄与する社会・地域貢献活動の拡充に努めます。

(6) 社会の変化や課題に対応した学習機会

現状と課題

学習機会の拡充

価値観やライフスタイル、就業形態等の多様化に伴い、地縁的な地域との結びつきや相互扶助、地域連帯感が希薄になり、個人志向の社会が進んでいるとともに、人間形成の基盤となる家庭や地域の教育力も総体的に低下しています。

社会の様々な変化や社会的、生活的課題に主体的に対応し、より充実した社会生活が営むことができるよう高度で多様な学習機会の提供と拡充を図る必

要があります。

関係機関・団体、民間事業者等との連携

科学技術の高度化・専門化、高度情報化、国際化、高齢化、女性の社会進出等がより進んでいます。

高度で多様な学習ニーズに対応するためには、行政、高等教育機関、研究機関、社会教育施設、社会福祉施設、民間事業者との連携を強化する必要があります。

行政と各地区コミュニティセンターの連携

生命、健康、人権、雇用、介護、医療、食糧、環境、資源・エネルギー、情報手段と活用、悪徳商法、消費者問題等様々な社会的、生活的課題が生じています。

各地区コミュニティセンターは、特色ある活動や事業を推進する上で、また、全市的立場における生涯学習事業を推進する立場から、行政との連携を強化する必要があります。

家庭教育の推進

家庭の教育力の向上を図るためには、各家庭への意識づけが大切です。そのために、行政の各分野や関係機関・団体、地区自治会等が連携して、各家庭を巻き込んでの活動を展開する必要があります。

地域連帯意識の醸成

凶悪・悪質な犯罪が続発するとともに、青少年がそれらに巻き込まれる事例が多く、人間不信、人間疎外社会が進んでいます。

地域社会における住民の相互扶助や連帯意識が希薄化していることから、生涯学習に係る行政や各地区コミュニティセンター、地域自治会等の活動の中に、心のふれあいや交流の機会を持つ事業を計画し、実施するとともに、生活課題や地域課題の解決を図る機会と場づくりを推進する必要があります。

施 策

中央公民館や各地区コミュニティセンター、米沢鷹山大学の学級・講座等の整備充実

世代を超えた交流の機会を設けるとともに、社会の様々な変化や社会的、生活的課題等、市民の多様な学習需要に対応するために、中央公民館や各地区コミュニティセンター、米沢鷹山大学等の学級・講座等を総合的、体系的に整備し充実を図ります。

行政と各地区コミュニティセンターの連携強化

各地区コミュニティセンターが持っている「学習支援」機能と、社会的、生活的課題等を究明する上から、特に必要とされる「地域活動支援」機能を連動し、まちづくりや地域づくりに資するため、行政との一層の連携強化を図ります。

家庭教育の推進

親自身（保護者）に「親の後姿の教育」の重要性を認識させ、親の意識改革を図るための方策を検討します。

地域の連帯意識の高揚と活力ある地域づくりを図るための活動の推進

中央公民館や各地区コミュニティセンター、地域の諸団体によるスポーツ・文化活動、環境浄化活動、特色ある地域づくり活動等を推進し、うるおいと活力ある地域づくりを進めます。

2 多様な学習需要に対応した環境の整備

社会環境の変化や市民の生涯にわたる多様な学習需要に対応していくためには、生涯学習推進体制の整備を進めるとともに、担い手となる人材の育成や生涯学習情報提供システム等、総合的な環境、条件の整備を図っていきます。

(1) 生涯学習推進体制の整備

現状と課題

米沢市生涯学習振興計画の策定

人生80年時代の到来や自由時間の増大、科学技術の進歩、情報化の進展、さらには社会の変化がもたらす様々な課題に対応するために、生涯を通じての学習が求められるようになってきました。

平成2年7月、新しく生涯学習振興法が施行され、この法律によって生涯学習体系への移行は加速されることになりました。さらに、平成18年、教育基本法の改正に伴い、「生涯学習の理念」が明文化され、その重要性が増してきています。

米沢鷹山大学の運営組織・体制の確立

米沢鷹山大学は「米沢鷹山大学運営委員会条例」に「本市の市民を対象にした学習機会の提供、学習活動の支援、学習成果の評価と活用等総合的に生涯学習を推進する事業の総称をいう」と規定され、平成14年度、置賜総合文化セ

ンター内に「本部」を設置し、市民ボランティアによる学習相談を実施するとともに、本部内の整備充実を図ってきました。しかし、大学が組織としての形を成していないために、市民にわかりにくく機能が十分発揮できない現状にあります。

米沢鷹山大学設置の趣旨を踏まえ、市民主体の生涯学習を推進する中核として、大学の運営組織や体制の確立を図る必要があります。

市民による生涯学習の推進

中央公民館や各地区コミュニティセンターと小中学校の連携による少年教育事業が盛んになっております。また、行政による出前講座や高校・大学との連携による公開講座、一般市民による各種教室・講座等も数多く開設されています。

生涯学習の振興のためには、生涯学習推進に係る事業主体者側が、一人一人の市民や各市民団体等の力を結集させる企画力・組織力を持つことや、活動の機会と場を与える態勢づくりをすることです。そのためには、事業主体者側が「具体的事象を通して学ぶ講座等」の機会が必要であります。

学校教育と社会教育の連携

市民の多様な学習需要に対応するためには、学校教育と社会教育の連携を一層強化する必要があります。

施 策

米沢市生涯学習振興計画の策定

生涯学習に係る機関・団体や市民有識者等による検討委員会を設置し、市民主体の生涯学習によるまちづくり・地域づくりを目指し時代に即応する「米沢市生涯学習振興計画」を策定します。

米沢鷹山大学の運営組織・体制の確立

生涯学習推進の拠点である米沢鷹山大学を、市民主体の大学に構築するために、生涯学習に係る行政との役割分担を明確にし、より連携を強化して運営組織・体制の確立と「鷹山大学本部」の充実を図ります。

市民による生涯学習の推進

生涯学習に係る行政や各地区コミュニティセンター、教育機関・団体、企業、民間教育事業者等の連携を図り、事業主体者側の学びの場（トップセミナー）を開催します。また、生涯学習に関する講座を受講し、資格を有している市民や地域の指導者（有識者・実務者）に対しては、活動の機会と場を保持するよう体制づくりに努めます。

学社連携・融合の推進

市民の生涯にわたる学習活動を推進するために、学校教育と社会教育の連携・融合を一層進めます。

高等教育機関等との連携強化

大学・高等学校等の教育機関との連携を一層強め、市民の高度で多様な学習需要に対応するとともに、新たな連携のあり方を検討します。

(2) 人材の発掘・確保と担い手の養成

現状と課題

生涯学習指導者バンク制度の再考

市民の主体的学習や生涯学習の支援のため、市民登録の「生涯学習指導者バンク」制度を行っていますが、登録や活用は必ずしも十分とはいえない現状にあります。しかし、地区コミュニティセンターによっては地区の指導者(有識者・実務者)による各種講座等を開催しているところもあることから、全市的なバンク制度がよいのかどうか再考する必要があります。

生涯学習や家庭教育等に係る指導員・相談員の活動の体制づくり

各地区に指定管理者の委嘱によるコミュニティ活動推進員を配置するとともに、社会教育課には社会教育指導員及び青少年育成指導員を配置して、行政と地域の連携調整やそれぞれの任務に当たっています。

生涯学習の高まりや家庭教育の重要性が広く認識されていることから、それぞれに指導員や相談員の役割や業務分掌を明確にし、実践的に活動しやすい体制づくりを進める必要があります。

地域指導者(有識者・実務者)の発掘

地区コミュニティセンターによっては、地域の指導者(有識者・実務者)を発掘し、地域住民に实际的、生活課題解明的な学びの場を企画し、実効をあげている地区コミュニティセンターもあります。

地区コミュニティセンターにおいては地域や民間企業等との連携を深め、地域の指導者(有識者・実務者)を発掘し、实际的、生活課題解決的な学びの場を組織化する必要があります。

生涯学習ボランティア「マナビスト」の有効活用

平成13年度から3カ年にわたって、市民が主役の生涯学習を推進するため、様々な生涯学習活動を支援・振興する担い手を養成することを目的にして、「生涯学習ボランティア養成講座 - マナビスト養成塾」を開催してきました。理論

と実践を学びながら、地域で活躍できる人材の養成を図り、その間、約90名の市民が「マナビスト」として巣立ち、それぞれの分野で活躍をしています。

「マナビスト」は個別的あるいは組織的に活動していますが、活動の機会や場がやや限定的になっています。まちづくりや地域づくりの中核施設の地区コミュニティセンター等での活動の機会を考える必要があります。

市民おしょうしなカレッジの推進・充実

市民主体の生涯学習のまちづくり・地域づくりを進めるために、平成16年度に開設した「市民おしょうしなカレッジ」は、年々実施者が増え、市民の自発性、自主性が発揮できる機会として大きな成果をあげています。

「市民おしょうしなカレッジ」は、市民主体の生涯学習のまちづくりを推進するための人材活用のひとつとして開設されているものです。学習活動において行政依存から抜け出し、自立できる市民を増やしていくというねらいからも、今後とも継続し一層充実を図る必要があります。

施 策

生涯学習指導者バンクの再考

社会教育や各種生涯学習関係の委員会等において、制度や有効活用のあり方について意見の聴取や検討を行い、より一般化を図っていきます。

生涯学習や家庭教育に係る指導員、相談員の配置と態勢づくり

指導員・相談員が活動しやすいように業務分掌や役割を明確にし、デスクワークからの脱却を図り、実務的・実践的に指導、相談活動ができる体制づくりに努めます。

地域の指導者(有識者・実務者)による地域における学級・講座等の開設

身近に生活している地域の指導者(有識者・実務者)を発掘し、実際の、生活課題解決的、実学的な学級・講座等を開設するよう努めます。

生涯学習ボランティア「マナビスト」の有効活用

各地区コミュニティセンター内に居住している「マナビスト」とコミュニティセンターとの連携を図り、人材活用の視点に立って組織化するよう努めます。

市民おしょうしなカレッジの拡充

「市民おしょうしなカレッジ」を一層充実させるためには、開設会場として「置賜総合文化センター」だけでなく、開設会場を拡充することは欠かせない条件となります。

市内小中学校、各地区コミュニティセンター等との連携を図り、開設会場の拡充に努めます。

(3) 社会教育団体の育成

現状と課題

団体の育成及び人材の発掘や担い手の育成

時代の変遷により、青年団や婦人会等の地域集団に加入する人は激減し、本市の場合、この二つの団体は消滅しています。また、一時期、老人クラブ等の高齢者の団体活動は活発でしたが、近年加入者が減少傾向にあり、地域によっては老人クラブが消滅したところもあります。一方、教養、趣味、スポーツサークル的なものなど、目的集団や企業内サークル・グループが数多く生まれています。

「これまで国や自治体が提供してきた公共サービスを、市民一人一人が力を出し合ってやりましょう。」という、「新しい公共」の考え方に立ったNPO(特定非営利活動法人)やボランティア団体が増えてきています。

こうしたことから、個人充足型の団体・グループ等の集団活動を促進するとともに、まちづくり、地域づくりの視点に立ち、社会・地域貢献活動を主眼とする団体等を育成する必要があります。また、団体活動の活性化を促進する担い手となる人材の育成を図る必要もあります。

財政基盤の確立

団体運営の経費は、構成員自ら負担するのが原則であることから、各団体の財政基盤の確立を一層促進する必要があります。

施策

団体の育成

生涯学習情報紙「マナビィ通信」を活用して団体・グループ等活動への加入促進を図るとともに、新しい公共の担い手として注目されているNPO(特定非営利活動法人)を育成し、支援します。

指導者や担い手の育成

生涯学習に係る行政や民間企業、団体等との連携を図り、指導者や担い手を計画的に育成します。

団体構成員負担の原則と自主管理意識の醸成

行政へ依存する意識の改革を図り、団体構成員負担の原則と自主管理意識の醸成を図ります。

(4) 生涯学習情報提供のシステムの整備

現状と課題

米沢鷹山大学ガイドブックの発行と提供

鷹山大学本部では、行政、教育機関・団体等との連携を図り、「米沢鷹山大学ガイドブック」を作成し、講座・イベント等の学習機会の情報を市内全戸に配布し提供しています。平成17年度からは、従来の4月1日の年1回の発行から、年2回の発行となり、よりタイムリーな情報を提供できるようになりました。

また、市民全体の生涯学習推進の観点から、米沢鷹山大学機関紙として、米沢市生涯学習ボランティア「マナビスト」の方々の編集による「生涯学習情報紙 - マナビ通信」を発行しています。

学習活動支援システムの整備

平成16年度からは、「鷹山大学ホームページ」を開設し、鷹山大学ガイドブック掲載の学習機会等の情報提供を行っています。

「いつでも、どこでも、だれでもが学習できる条件づくり」に向け、米沢鷹山大学運営委員会では、「インターネット市民塾」の開設について検討を重ねています。そのためには、学習プログラムの開発や内容について精査する必要があります。

施 策

米沢鷹山大学ガイドブックの発行

生涯学習に係る行政や委員会、市民有識者等による検討委員会を設置し、市民のためのよりよい「米沢鷹山大学ガイドブック」の発行に努めます。

インターネット市民塾の検討

インターネット市民塾の開設について、検討します。

3 施設の整備等

社会教育の拠点としての公民館や日常的な生活圏における身近な交流、学習等コミュニティ活動の中核としてのコミュニティセンター等の役割は今後とも重要性を増していくことが考えられ、社会教育諸施設については着実に整備充実を図っていきます。

現状と課題

地区コミュニティセンターの改築と未設置地区の解消

地区コミュニティセンターの建設は、年次計画により建設を進めてきましたが、中部地区が未設置として残る一方、既存のコミュニティセンターの老朽化が進んでいます。

市街地のコミュニティセンター未設置地区については、引き続き整備を進める必要があります

既存のコミュニティセンターの中では、特に周辺地区のコミュニティセンターの老朽化が進んでいることから、将来的な人口動向も踏まえ年次計画により改築を進める必要があります。

施設の複合化

多様な学習機会に対応することや地域における教育施設及びコミュニティ設備等の効果的な活用を促進するため、コミュニティセンターとの学習関連の機能を持つ他の施設の複合化について検討が必要です。

昆虫館

三沢コミュニティセンターに併設している昆虫館については、展示施設として標本を良質な状態で引き続き保管していくことが必要です。

児童会館

児童会館については、プラネタリウムの老朽化が進んでいます。

施 策

地区コミュニティセンターの改築と未設置地区の解消

市街地のコミュニティセンターは、未設置地区の整備を進め、他の地区コミュニティセンターの改築については、米沢市まちづくり総合計画の中で将来的な計画により整備を進めます。

施設の複合化

地区コミュニティセンターの機能の多様化に努めます。また、コミュニティセンターと学校、文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、社会福祉施設等との複合化について検討を進めます。

昆虫館

昆虫館の標本及び施設の維持管理に努めます。

児童会館

児童会館のプラネタリウムの改修について検討します。

《社会体育》

1 社会体育事業の推進

近年は、市民のスポーツ、レクリエーションに対する関心が高まり、地域社会における活動が活発になり、いつでも、どこでも、それぞれの体力、技術、興味、関心に応じて手軽に、楽しくスポーツ等を親しむことができる環境づくりを進めます。

現状と課題

スポーツの実施率向上

市民の健康志向の高まりや一人一スポーツをスローガンに、生涯スポーツの推進を図ることを目指して、市民スポーツ教室やニュースポーツ及びレクリエーションの普及活動を実施してきましたが、定期的・継続的にスポーツを実践している人は必ずしも多いとはいえません。

多くの市民が、生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるように実施率の向上に努める必要があります。

市民総合体育大会の検討

市民総合体育大会の種目の傾向として、競技スポーツを主にしたものが多いことや人口の少ない地区では人員確保が難しく、参加できない場合もあります。また、会場や駐車場確保も問題になる場合もあり検討する必要があります。

競技力の向上

各種スポーツ大会における本市民の活躍は、市民に感動と活力を与え、その成果は市民に自信と誇りを持たせるとともに、士気の高揚とスポーツ活動への動機づけに大きな役割を及ぼすものです。しかしながら、昨今の各種競技会における市民の活躍状況を見ると、全体的に低調になっています。競技力向上に積極的に取り組むことが重要です。

競技力の向上や有望選手の育成強化を図るためには、これまで以上に小・中・高の連携や競技団体、民間企業等の協力を求め、指導の一貫性を図る必要があります。

スポーツボランティアの発掘と養成

スポーツ行事を進める中でボランティアの協力は欠かすことはできませんが、なり手が減少傾向をたどっています。また、ある程度の費用弁償についても考えなければならない時期にきていますが、その対応についても、地区や団体により異なる場合も出ています。

スポーツが多種目、細分化されていくにつれ、世話をする人、指導を受け持つ人、ともにボランティアの協力が重要となり、協力者の発掘と養成、そして組織化の必要があります。

スポーツ活動に対する財源措置強化

スポーツ活動に係る経費は年々増額の傾向にあり、諸行事、強化策を進めるには一層の財源措置を強化する必要があります。また、厳しい社会情勢に伴いスポーツ振興基金¹⁶の運用について再検討する必要があります。

スポーツ事故の予防と補償制度への加入促進

スポーツ事故予防には細心の注意を払うとともに、事故発生時には、適切に対応する必要があります。また、スポーツ安全協会等の傷害補償制度への加入を一層促進することも重要です。

施 策

スポーツの実施率向上

体育指導委員会との連携を図り、市民ニーズに応えられるよう、市民スポーツ教室やニュースポーツ及びレクリエーションの実施率の向上に努めます。

市民総合体育大会の検討

現在 16 種目について開催をしていますが、種目や地区人口や駐車場問題等、社会情勢等の変化に伴う課題があるので、より多くの市民が楽しく参加できるような市民総合体育大会のあり方について検討します。

競技力の向上

有望選手の育成強化を図るため、これまで以上に小・中・高の連携や競技団体、民間企業等の協力を求め、指導の一貫性を図り、国際大会やオリンピックに出場できる選手の育成に努めていきます。

スポーツボランティアの発掘と養成

各種スポーツ教室やニュースポーツの普及、競技会開催にはボランティアの協力は欠かせません。地区や競技団体、民間企業等の協力を求め、スポーツボランティア団体の発掘や養成について組織的に取り組みます。また、費用弁償のあり方についても検討します。

スポーツ振興基金の活用と配分

スポーツ振興、発展のため有利な基金運用を図るとともに、スポーツ振興を大きな目的としているため、競技結果を精査して競技団体への支援を行って

¹⁶ スポーツ振興基金

運用益を財源とし、スポーツ振興の発展・普及を行うもの。

きます。

スポーツ災害予防と安全思想の普及

行事主催者、運営担当者との連携を深め、災害防止に配慮されるよう助言をします。また、事故発生時に当たっては処置マニュアルに従って処置されるよう要請するとともに、スポーツ傷害保険への加入を促進し安全思想の普及に努めます。

2 体育・スポーツ団体活動の振興

体育・スポーツを振興するためには、体育協会との連携を中心としながら体育・スポーツ団体の組織強化に努めるとともに、団体相互の連携を深めながら自主的活動ができる体制をつくっていきます。

現状と課題

スポーツ団体の組織強化

体育協会と連携し、団体の自主的活動を奨励しながら、その団体の事業や活動がより振興するように支援を行っています。

意識やライフスタイルの変化、少子化現象に伴い、一般的にスポーツ団体の会員数が減少し、組織活動を不安定なものにしています。

職場スポーツの奨励及び普及

スポーツ大会等を主催した団体の活動がより活性化されるよう、後援申請等に応じています。

経済状況の影響や就業形態の多様化等に伴い、職場におけるスポーツ活動が低迷傾向にあります。職場や地域の活性化のためにも奨励及び普及に努める必要があります。

任意スポーツクラブの組織化

このごろの若者は組織に拘束されないで、仲間内で、自分の意思でスポーツを楽しむ傾向を持っています。多くのスポーツチームが結成され、企業や有志団体主催による対抗戦が盛んなのはその表れです。このスポーツクラブの育成は、地域スポーツ振興の重要な課題であり、組織化を推進していく必要があります。

スポーツ少年団の育成強化

スポーツ教室等受講者による団体立上げについて、支援を行うとともに、スポーツ少年団育成のための助成等を行っています。

スポーツが児童生徒の人間形成やスポーツ活動への動機づけとして占める有意性等から考えて、奨励し育成に努める必要があります。

総合型地域スポーツクラブ¹⁷の組織化

一定地域に拠点を置き、子どもから高齢者までを含めた「総合型地域スポーツクラブ」づくりが推奨され、本市においても一時期立上げが見られましたが、クラブ運営上の問題等から低迷傾向にあります。しかし、スポーツの日常化促進を図る上から、その組織化に努める必要があります。

各種団体への情報提供と支援、援助依頼体制の確立

ジュニアクラブや地域スポーツクラブ結成の高まりが一時期見られましたが、現在はそうした動きは沈静化しています。

スポーツ発展のためには、他の多くのスポーツ団体からの理解と協働体制が重要です。そのために、各種団体、民間事業所等への情報提供と支援、援助依頼体制を確立する必要があります。

施 策

スポーツ団体の組織強化

団体の活性化を目指し、それぞれの団体の運営や組織の強化策等について、体育協会と連携を図り、事例発表や意見交流の会を開催します。また、体育協会の法人化を含めた自主的な運営のあり方について、関係者と協議検討していきます。

職場スポーツの奨励、普及

健康保持、リフレッシュを含め運動や軽スポーツを奨励することにより、競技スポーツまで発展することを期待して、体育協会や体育指導委員会の支援のもと振興に努めます。

任意スポーツクラブの組織化

スポーツ活動の充実を図るために実態把握をするとともに、活動の場所やクラブ指導者への情報提供等、地域に根ざしたスポーツクラブへと発展するよう組織化に努めます。

スポーツ少年団の育成強化

指導者、学校、家庭、地域の連携を強化し、スポーツを楽しみ、スポーツの良さを身につけられるよう育成に努めます。

¹⁷ 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブをいう。

総合型地域スポーツクラブの組織化

スポーツの日常化促進を図る上からも中学校区にひとつの総合型地域スポーツクラブの創立が望ましいといえます。しかし、指導者や財政上の問題もあることから、体育指導委員会、体育協会、学校体育、地区体育振興会、地域スポーツ団体等の意見を聴取し、地区のニーズに応じた組織化を図ります。

各種団体への情報提供と支援、援助依頼体制の確立

スポーツ情報の提供により理解を深め、各種大会の賛助協力を得るように努めるとともに、有望選手等の競技会派遣、スポーツ行事への役員協力要請等に応じていただけるように、各種団体、民間事業所等との連携強化を図ります。

3 社会体育指導体制の確立

市民の多様化するスポーツ需要に応え、市民の自主的スポーツ活動を積極的に促進し、日常生活の中に定着させていくために、各種スポーツ指導者の養成や資質向上の一貫性のある指導体制を確立する施策等について推進していきます。

現状と課題

指導者の養成

市民のスポーツ活動を推進するためには、市民の多様なニーズに対応できる質の高いスポーツ指導者の養成が重要であり、そのためにも恒常的な指導者の養成と研修機会の確保が必要不可欠です。

体育指導委員の活動推進

体育指導委員¹⁸は、生涯スポーツを中心に地域住民のスポーツ振興に大きく貢献しておりますが、今後は社会情勢にマッチした活動の見直しや研修内容を充実することなどが求められています。

スポーツ指導者バンク制度の活用

地域や職場等一般市民の健康づくり、体力づくり支援のために、市民登録の「市民スポーツ指導者バンク」¹⁹制度を行っていますが、登録や利用は十分ではありません。

¹⁸ **体育指導員**

スポーツ振興法に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行なうもの。

¹⁹ **市民スポーツ指導者バンク**

スポーツをやりたくても指導者がいない、技術を高めたい、スポーツ講習会、教室等を開く際に適当な指導者がいない事、市民の方々の健康づくり、体力づくりの要望に応じて気軽に電話1本で指導者を紹介する制度。

今後は、一般市民の健康づくり、体力づくりやスポーツ振興の即戦力として、欠かせない役割を担っていることから、登録者の資質向上とともに、市民への周知や登録者数の増加をめざす施策を講ずる必要があります。

指導体系の一貫性

競技大会については、競技団体等の養成する公認指導者、審判員の方々に支えてもらっています。

競技力の向上を図るためには、各年代層、各職域間の指導体系が一貫していることが重要です。このことから学校、競技団体間の連携を強化し、一貫性をもった指導体系を構築する施策が必要です。

施 策

指導者の養成

スポーツ振興審議会²⁰や体育協会、体育指導委員会と連携を図り、小・中・高と一貫性のある指導体系の確立を目指すとともに、指導者の確保、養成と資質向上に努めます。

体育指導委員の活動の充実、強化

市民総スポーツを推進するには、身近なところでスポーツに親しむことが要点となり、体育指導委員の活躍が大いに期待されることから、今後はスポーツの企画・立案等コーディネーターとして、活動の充実強化に努めます。また、活動に対する報酬のあり方についても検討します。

スポーツ指導者バンク制度の活用

スポーツの多様化、多種目化が進む中で、スポーツ指導者バンクの活用が望まれることから、市民や地域へのバンク利用の周知を図るとともに、登録者の資質向上や地域に隠れている優良指導者の発掘に努めます。

指導体系の一貫性

競技力の向上を図るためには、指導体系の一貫性が重要であることから、スポーツドクターやスポーツトレーナーなどの専門家養成に努め、連携を強化し、指導の体系づくりに取り組みます。

4 社会体育施設の整備

社会体育施設の整備、充実、スポーツ、レクリエーションに親しみながら豊かな生活を送るとともに健康の保持、増進と体力づくりを図る上で基盤となるこ

²⁰ スポーツ振興審議会
スポーツ振興計画等の審議を行う。

とから、今後より一層の施設の整備充実に努めていきます。

現状と課題

体育施設の増設と維持管理

市民のニーズに合った、体育施設の整備をまちづくり総合計画に沿って行っていますが、10年前と比較すると市民のニーズも変化しており、すべての要望に対応できていないのが現状です。さらに、市営体育館など建築後40年近く経過した体育施設もあり、これらの施設では老朽化が進んでいます。

多くのスポーツ競技者やスポーツ愛好者から様々な体育施設への要望がありますが、本市の財政状況を踏まえた上で、要望の実現のための優先順位等、市民の理解が得られるような整備計画が必要です。

民間等の体育施設利用への配慮

地域に根ざしたスポーツ団体等は、学校の体育館やコミュニティセンターで活発に活動を行っていますが、その活動の場は不足しています。

特に、民間等の体育施設を利用しての練習や大会が行われるケースが増加しているものの経費面で配慮すべきものがあります。

総合型地域スポーツクラブの活動拠点

活動については、主に学校等施設に依存していますが、さらに総合型地域スポーツクラブを振興していく上で活動拠点となる体育施設の整備が必要です。

施策

体育施設の整備と管理体制

市民のニーズを把握し、総合型地域スポーツクラブの拡充を図りながら、新たな体育施設の建設や整備を計画的に行っていきます。また、管理を指定管理者制度によって行うようになり、これまでよりサービスの向上や施設の維持管理に民間のノウハウが反映され、良くなったとの声が上がっていることから、指定管理者制度による施設管理を継続し、利用者の利便性をさらに高めていきます。

体育施設の利用箇所拡大

民間等の体育施設及び近隣市町施設との相互協力により、施設の充足率を高めるように努めます。

体育施設の整備推進

米沢総合公園内に市民の強い要望のあった人工芝サッカー場を整備し、各種大会を開催することにより他地域との交流をさらに推進していきます。

《文化》

文化の振興にあたっては、『地域の歴史と文化を活かした芸術文化の振興と、文化が薫る豊かな地域と生活の創造』を目指し、これまで受け継いできた伊達氏や上杉氏をはじめとする地域の歴史と先人が培ってきた文化を生かして芸術や文化に親しむ市民を増やし、芸術文化活動を促進するとともに、情報発信力を高め、地域の活性化を図りながら精神的に豊かな生活の実現に資するよう、次の基本方針に基づき施策を推進します。

基本方針

多様な芸術文化活動を活性化し、優れた芸術文化に親しめる環境を整備します。
受け継がれてきた歴史と伝統文化を次世代へ継承するとともに、これらを活用して地域を活性化します。

情報化社会に対応した豊かな文化的生活を支援します。

1 芸術文化の振興

現状と課題

本市には、平成13年にオープンした山形県の「置賜文化ホール」と米沢市の「上杉博物館」の合築施設である「伝国の杜」をはじめ、「市民文化会館」や「市民ギャラリー」、「座の文化伝承館」等の様々な文化施設があり、本市のみならず置賜地域の芸術文化の拠点として活用されています。

これらの各文化施設においては、市民文化会館の大規模改修を行ったほか、設備の維持補修等により適正な維持管理に努めているものの、市民ギャラリーは、建物自体の老朽化等により十分な機能が発揮できない状況にあります。また、各文化施設に指定管理者制度を導入しており、民間活力を活用して各文化施設の活用を図っています。

こうした中、市内には、市民による芸術文化活動を行う様々な団体が設立され、米沢市芸術文化協会を中心として市民に芸術文化活動が浸透してきているものの、情報の共有化や連携を一層強化し、活動の活性化を図っていく必要があります。

また、市民がより一層豊かな人生を送るための活力源となるよう、様々な文化活動の充実とともに多くの市民が気軽に芸術文化に親しむ環境づくりが求められています。

施 策

芸術文化の振興に当たっては、市民自らが様々な芸術文化活動に積極的に取り組むとともに、気軽に質の高い優れた芸術文化に親しめる環境を整備します。

また、上杉文化をはじめ、これまで受け継がれてきた歴史と風土に培われた本市の文化を継承するとともに、新たな文化の創造と情報の発信により、地域間交流等を促進し、地域の活性化を図ります。

(1) 文化を創造し、支える人材の育成

小中学校や地域コミュニティセンターなどと連携して、子ども達が優れた芸術文化に触れる機会を拡充します。

文化団体活動を支援し、芸術文化に取り組む団体を育成します。

各種団体等の情報の共有化と連携強化を促進します。

(2) 豊かな文化活動の促進

市民ギャラリーを再整備し、新たな芸術活動の拠点をつくります。

市民芸術祭や県民芸術祭等への参加を促進し、市民の自主的な芸術文化活動を支援します。

置賜文化ホールや市民ギャラリー、市民文化会館等の各文化施設における自主事業の充実を図ります。

置賜文化ホールや市民文化会館における民間の公演等の企画を促進し、市民が優れた芸術文化に触れる機会の増加を図ります。

スポンサーを活用した事業の実施などを検討します。

各文化施設の適正な維持管理と計画的な補修を推進します。

(3) 文化の継承と文化による情報発信力の強化

米沢市上杉博物館における企画展の充実と情報発信機能の強化を図ります。

県内をはじめとする他の地域の文化施設や文化団体等とも連携した文化事業を検討します。

本市出身芸術家の作品の収集を行うとともに、作品展や演奏会などの機会を拡充します。

地域の伝統芸能や伝統文化の継承を支援します。

芸術文化関係情報の収集と提供を推進します。

2 図書館を核とする文字活字文化の振興

現状と課題

図書館は、本市における知識と情報を創造する場であり、市民のゆとりある文化的な生活の実現に寄与する生涯学習の拠点として、より一層の充実が求められています。

平成21年度には図書館情報システムを更新して図書館サービスの充実を図ったところではありますが、現在の図書館は、老朽化し狭隘となっており、開架図書²¹の割合が他の公共図書館に比べて低いことや、ゆったりと図書を閲覧するスペースが十分に確保できないことなどにより、図書館の基本的な機能が十分に発揮できない状況となっています。

また、各種講座を開催するなど、図書館の持つ様々な資料を生かして情報の提供を行っていますが、子育てや福祉等の様々な分野と連携した情報の提供等、より一層図書館機能の発揮が求められています。

さらに、図書館では藩校興譲館に由来する全国的にも貴重な郷土資料を所蔵しており、これらの資料を適正に保存し次世代に引き継ぐとともに、学術調査研究の支援機能を活かしながら資料の活用を図る必要があります。併せて、貴重な郷土資料の収集を推進するとともに、これらの資料の調査分析と情報の提供を行っていく必要があります。

施 策

生涯学習の拠点施設である図書館の充実により市民生活に安らぎとうるおいやゆとりをもたらし、市民の文化的な生活環境の向上を図ります。

また、電子化等の技術革新による情報社会に対応するとともに、図書館の情報の収集と分析、発信機能を活かして、学びや市民交流の拠点として機能を整備します。

併せて、図書館と学校や社会教育施設の連携を強化して、効率的な文字活字の情報提供を行います。

(1) 全ての人々が図書に親しめる環境づくりの推進

図書館の環境を整備します。

ア 文化交流の拠点となる新たな図書館をまちなかに整備します。

イ 図書等の所蔵資料の充実を図ります。

²¹ **開架図書**

図書館が所蔵する図書等で利用者が直接手に取れるよう閲覧室の書架に配置している図書等。

ウ 情報通信機器の進展等に伴う新たな情報提供機器や体制を整備するなど、図書館サービスの充実を図ります。

エ 来館が困難な方への図書の貸出等の新たなニーズに対応したサービスを検討します。

オ 老朽化した移動図書館車両の更新を検討します。

子どもが図書に親しむ環境を整備します。

ア 子どもの読書推進計画を策定します。

イ 読み聞かせなど親子で図書に親しむ活動や子どもの発達段階に合わせた活動を推進します。

人材や組織の充実とサービスの提供力を強化します。

ア 学校やコミュニティセンターをはじめとする様々な機関と連携した人材の活用を図ります。

イ 図書館活動を支援するボランティアなどを育成します。

ウ 他の公立図書館等とのネットワーク化など連携の強化を図ります。

エ 効率的な施設運営とサービス提供の充実強化のための図書館管理体制の検討を行います。

オ 人材を育成し、レファレンス機能の充実を図ります。

(2) 郷土に関わる資料の収集、整理と活用の推進

図書館が所蔵する直江兼続に由来する全国的にも貴重な古典籍や古文書等の文化遺産の適正な保存を行うとともに、学術的研究を支援します。

本市出身者をはじめとする郷土関係資料を収集し、分類整理を行うとともに、博物館等と連携して地域文化の情報発信を行います。

(3) 情報発信力の強化と、文化交流の促進

各種講座等の充実を図ります。

子育てや介護等の様々な団体への図書館の情報の提供を推進するとともに、事業の連携により、各種団体や市民のネットワークの形成と交流を促進します。

資料のデジタル化やデジタル資料の充実等によるデジタルアーカイブ²²を整備します。

²² デジタルアーカイブ

(digital archive)。博物館・美術館・公文書館や図書館に収蔵されている資料や有形・無形の文化資源等をデジタル化したもの。

3 視聴覚教育の振興

現状と課題

視聴覚分野においてもインターネットや各種電子機器の発達に伴い、学校教育や社会教育における視聴覚機材や教材の利用が大きく様変わりしており、時代の変化に合わせたITの活用を含めて視聴覚機能を検討していく必要があります。

施策

視聴覚教育の振興に当たっては、時代の進展に対応した視聴覚機材・教材の整備を図り視聴覚教育支援機能を向上するとともに、学校教育や社会教育における視聴覚教育の研究・支援体制の再構築を図ります。

(1) 視聴覚教育機材・教材の活用に関する研究と支援

学校教育や社会教育における視聴覚機材・教材の活用の変化に対応した新たな視聴覚教材の研究を推進します。

視聴覚教育機材・教材の活用等について、各種情報の提供を行います。

関係機関と連携した視聴覚教育事業の推進を図ります。

自作視聴覚教材の制作を支援するなど、視聴覚教材の活用を促進します。

時代の変化に対応した視聴覚機材の整備を推進します。

(2) デジタルアーカイブの整備と活用

既存資料のデジタル化や資料の収集等によりデジタルアーカイブを整備し、まちや産業、文化等に関わる貴重な情報の収集整備と保存活用を図ります。

デジタルアーカイブを活用した地域情報の発信を行い、地域内や地域間の交流等を促進します。

(3) 視聴覚教育の研究・支援体制の再構築の検討

学校教育や社会教育における視聴覚機材・教材の効果的な活用や情報教育をはじめとする視聴覚教育の研究・支援体制の再構築について検討します。

4 文化財の保護・保存と活用

現状と課題

本市では、史跡「上杉治憲敬師郊迎跡」保存整備事業をはじめ、「戸塚山古墳群」発掘調査事業や「館山城跡」の保存整備のための測量範囲調査等、国の補助事業を活用した文化財や遺跡の保存整備を進めています。今後も、開発行為に伴う市内遺跡の発掘調査とともに遺跡の保存整備に努めていかなければならなりません。

また、梓山地区と綱木地区の「獅子踊」や田沢地区を中心とする「草木塔」等の地域に根ざした独自の伝統文化や文化財については、保存や活用の機運が高まってきているものの、地域の少子高齢化が進み、後継者不足等で、伝統芸能の伝承や保存活動が一層困難になってきています。

さらに、経済産業省が近代化産業遺産²³に指定した遺構等の新たな視点で捉えた地域の文化的資産を地域活性化に活用する市民活動なども見られます。

また、本市には国指定の特別天然記念物である「カモシカ」をはじめ、市や県が指定する「吾妻の白猿」や「山上の大クワ」等の様々な天然記念物があり、これらの適正な保護や保存が求められています。

施 策

文化財の保護・保存と活用に当たっては、国宝をはじめとする歴史的文化財や地中に眠る埋蔵文化財とともに、草木塔等の地域の伝統文化を伝える本市の貴重な文化財の適切な保存管理と活用により、地域の活性化を図ります。

また、市民が文化財に対する理解を深め、それを守り親しむ環境を整備します。

(1) 文化財を守り、伝える市民活動の促進

文化財等の保護に携わる地域や市民等の活動を支援します。

ア 地域の伝統芸能や伝統文化などの無形文化財²⁴の継承を支援します。

イ 学校や地域コミュニティセンターなどと連携協力して子どもや地域の人達が地域の史跡等について学習する機会を創出します。

民間が所有する文化財の適切な維持管理を促進します。

本市の文化財に関する情報の提供を充実します。

²³ 近代化産業遺産

全国各地にある建築物、機械、文書で、我が国の産業近代化の過程を物語る存在として、経済産業省が大臣認定したものの。平成19年度及び20年度において、地域史・産業史の観点から、それぞれ33のストーリーとして取りまとめ「近代化産業遺産群 33」「近代化産業遺産群 続33」として公表した。

²⁴ 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いもの。

(2) 文化財の保存整備と活用の推進

文化財の調査研究に取り組むとともに、貴重な文化財については収集し、適切に保存管理を行います。

国の補助事業等を活用して史跡や遺跡の保存と活用を図ります。

ア 史跡「上杉治憲敬師郊迎跡」等の重要な文化財の保存修復を推進します。

イ 「館山城跡」や「戸塚山古墳群」をはじめとする市内遺跡の調査を行い、適正に保存します。

ウ 貴重な遺跡について、国の史跡指定を受けて整備を行い、活用を図ります。遺跡の保存と開発行為との調整を図ります。

市指定記念物やその他の天然記念物の適正な保護を行います。

近代化産業遺産等の様々な文化的資産の適切な保存と活用を検討します。

埋蔵文化財をはじめ様々な文化財の保存と展示活用を図る文化財センターの整備を検討します。

貴重な文化財の展示公開や地域の伝統文化の情報発信による地域間交流を推進します。

資料編

米沢市教育・文化計画検討委員会設置要綱

平成 21 年 8 月 21 日

教委告示第 18 号

(設置)

第 1 条 本市の学校教育、社会教育及び芸術・文化に関する米沢市教育・文化計画(以下「計画」という。)の策定について必要な検討を行うため、米沢市教育・文化計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、米沢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、答申するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の役員
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、前条の規定による答申をもって終了するものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 専門の事項を検討するため、委員会に専門部会を設ける。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

- 3 専門部会に部会長を置き、その専門部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育管理部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

米沢市教育・文化計画検討委員会委員

平成22年12月1日現在

(敬称略)

委員長及び委員長職務代理者

委員長	小林 由紀子	米沢人権擁護委員協議会 会長
職務代理者	瀧澤 良祐	米沢市青少年育成市民会議 会長

学校教育部会

部会長	板垣 正明	米沢市立興讓小学校 校長
部会長代理	大河原 真樹	米沢市立第三中学校 校長
委員	稲葉 隆映	米沢市保育会 会長
委員	設楽 由加利	米沢市立三沢東部小学校 教頭
委員	高梨 良興	米沢市幼稚園連合会 副会長
委員	山口 義宏	米沢市立第二中学校 教頭

社会教育部会

部会長	森 一男	米沢市社会教育委員・米沢市公民館運営審議会 委員長
部会長代理	井坂 美雄	米沢市体育協会 副会長
委員	鈴木 孝制	米沢鷹山大学運営委員会 委員長
委員	鈴木 恒雄	米沢市コミュニティセンター館長会 会長
委員(再掲)	瀧澤 良祐	米沢市青少年育成市民会議 会長
委員	原田 由美子	米沢市体育指導員会 副会長

文化・図書館部会

部会長	亀岡 博	米沢市芸術文化協会 会長
部会長代理	我妻 仁	市立米沢図書館協議会 委員長
委員	小形 義和	米沢市文化財保護審議会 会長(東部小学校 校長)
委員	鈴木 清治	米沢市視聴覚センター研究員(南部コミュニティセンター 館長)
委員	渡部 紀子	市立米沢図書館利用者代表

米沢市教育・文化計画検討委員会会議等開催状況

- 【全体会】 第1回 平成21年11月20日
第2回 平成22年 3月23日
第3回 平成22年 9月28日
第4回 平成22年12月 1日（答申書提出）

- 【部会長会】第1回 平成22年 9月22日

各専門部会の開催状況

【学校教育部会】

- 第1回 平成21年11月20日
第2回 平成21年12月22日
第3回 平成22年 1月22日
第4回 平成22年 2月16日
第5回 平成22年 5月19日
第6回 平成22年 6月23日
第7回 平成22年 7月28日
第8回 平成22年 8月27日
第9回 平成22年11月 4日

【社会教育部会】

- 第1回 平成21年11月20日
第2回 平成21年12月16日
第3回 平成22年 1月18日
第4回 平成22年 2月16日
第5回 平成22年 5月20日
第6回 平成22年 6月24日
第7回 平成22年 7月23日
第8回 平成22年 8月27日
第9回 平成22年11月 9日

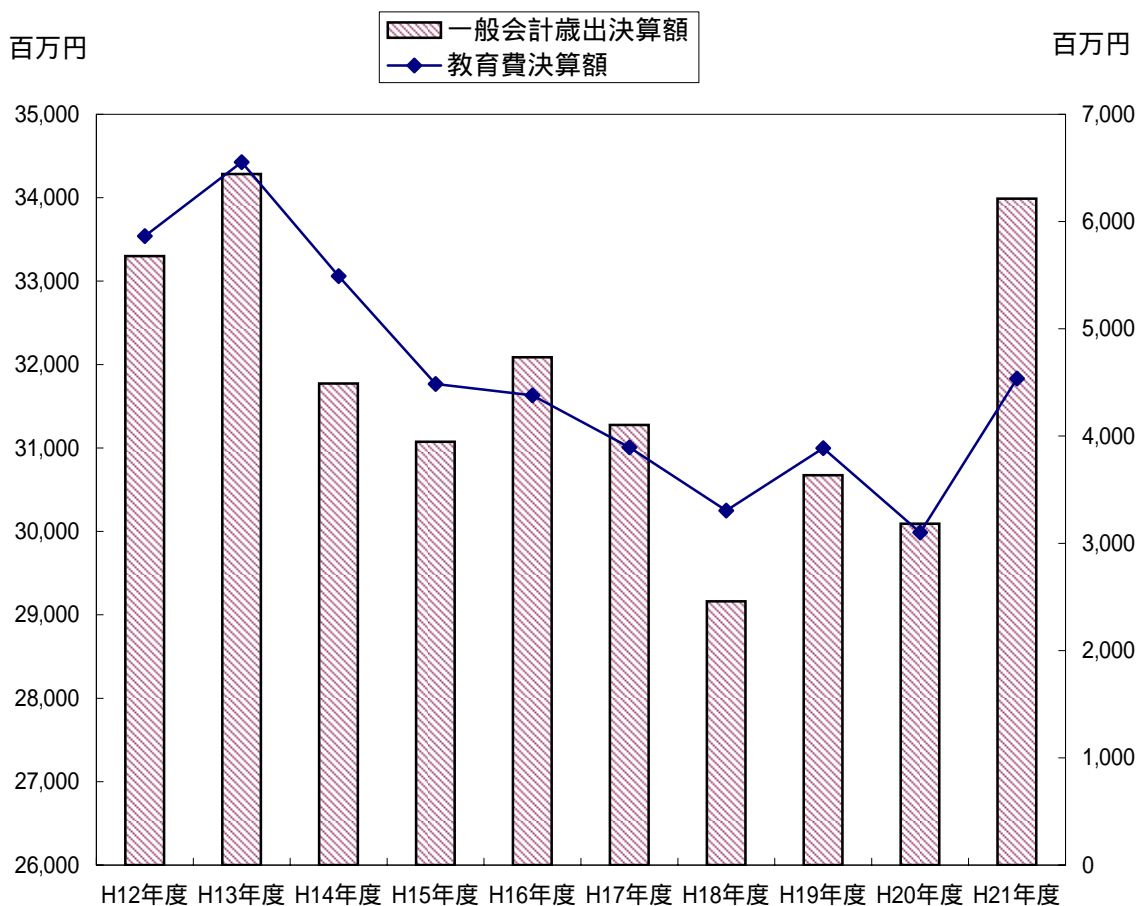
【文化・図書館部会】

- 第1回 平成21年11月20日
第2回 平成21年12月15日
第3回 平成22年 1月20日
第4回 平成22年 2月15日
第5回 平成22年 6月21日
第6回 平成22年 7月20日
第7回 平成22年 9月14日
第8回 平成22年11月11日

教育費決算額の推移

(単位：百万円)

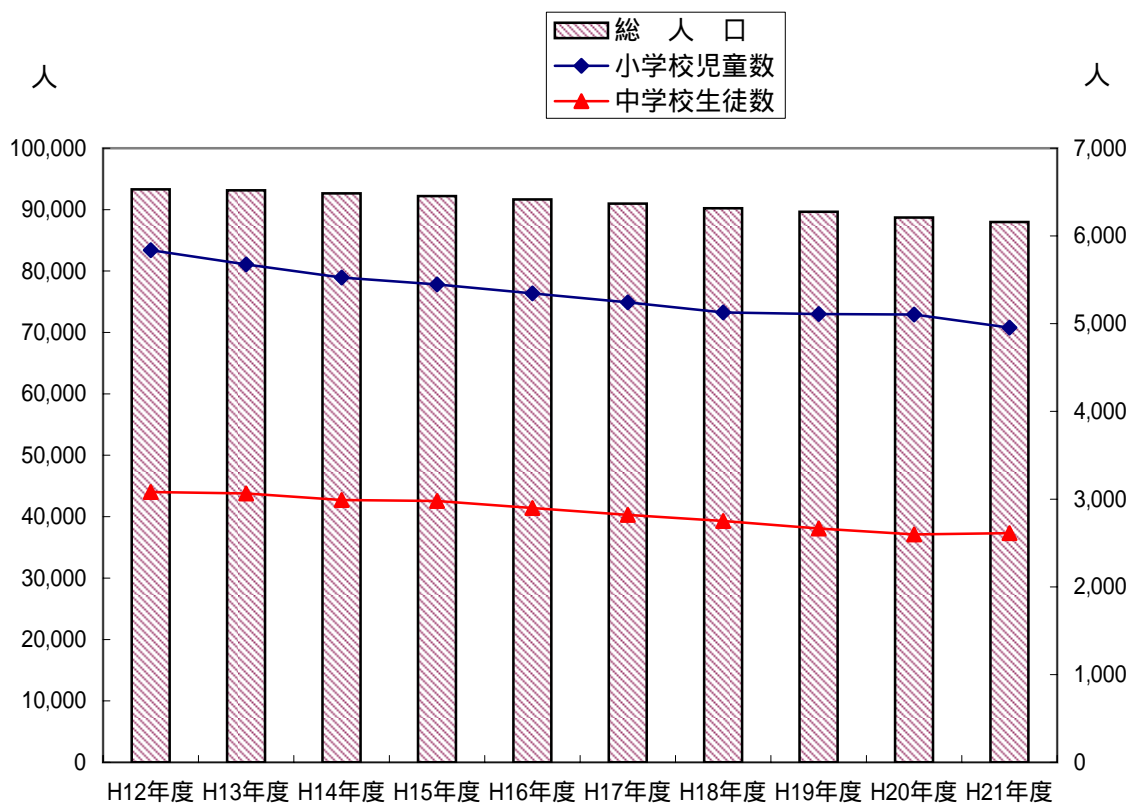
区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
一般会計歳出決算額	33,300	34,285	31,773	31,074	32,088	31,276	29,162	30,674	30,093	33,988
内教育費決算額	5,865	6,554	5,492	4,485	4,379	3,895	3,306	3,887	3,101	4,536
割合： / ×100	17.61%	19.12%	17.29%	14.43%	13.65%	12.45%	11.34%	12.67%	10.30%	13.35%



米沢市の総人口と児童・生徒数の推移

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
総人口	93,297	93,141	92,649	92,203	91,658	90,974	90,224	89,664	88,707	87,978
小学校児童数	5,838	5,675	5,526	5,447	5,346	5,244	5,128	5,110	5,104	4,955
中学校生徒数	3,081	3,064	2,991	2,980	2,899	2,821	2,752	2,666	2,598	2,612

各年度、総人口は10月1日現在の住民基本台帳人口、児童・生徒数は5月1日現在の学校基本調査による。



教育施設等一覧

平成22年5月1日現在

区 分	所 在 地	学級数	児 童 生徒数
学校施設（小中学校）			
米沢市立興讓小学校	丸の内二丁目1番58号	12	251
米沢市立東部小学校	東一丁目6番102号	24	610
米沢市立西部小学校	直江町5番34号	25	656
米沢市立南部小学校	門東町一丁目2番31号	21	512
米沢市立北部小学校	中央七丁目4番33号	22	554
米沢市立愛宕小学校	御廟三丁目10番1号	13	304
米沢市立万世小学校	八幡原五丁目3,948番地の4	13	284
米沢市立広幡小学校	広幡町上小菅1,396番地	6	63
米沢市立六郷小学校	六郷町一漆40番地の1	5	38
米沢市立塩井小学校	塩井町塩野3,760番地	7	121
米沢市立窪田小学校	窪田町窪田655番地の3	19	473
米沢市立三沢東部小学校	大字築沢3,401番地	6	48
山梨沢分校（休校）	大字築沢6,345番地		
米沢市立三沢西部小学校	大字口田沢2,361番地の1	5	42
米沢市立関根小学校	大字関根13,541番地	6	64
赤崩分校（休校）	大字赤崩21,203番地		
松原分校（休校）	大字三沢26,100番地の1		
板谷分校（休校）	大字板谷293番地		
米沢市立上郷小学校	大字竹井1,383番地	9	234
浅川分校	大字浅川900番地の乙	2	18
米沢市立南原小学校	大字南原笹野町2,984番地	8	209
李山分校（休校）	大字李山806番地		
米沢市立関小学校	大字立石2,565番地	3	23
高湯分校（休校）	大字関1,522番地の3		
綱木分校（休校）	大字綱木334番地の6		
米沢市立松川小学校	通町四丁目10番15号	14	354
小学校計 26（本校 18 分校 8）		220	4,858
米沢市立第一中学校	駅前四丁目3番51号	14	381
米沢市立第二中学校	林泉寺二丁目2番5号	17	467
米沢市立第三中学校	館山二丁目4番58号	13	390
米沢市立第四中学校	春日四丁目2番69号	16	463
米沢市立第五中学校	東大通一丁目1番82号	12	308
松原分校（休校）	大字三沢26,100番地の1		
米沢市立第六中学校	六郷町西藤泉160番地	6	137
米沢市立第七中学校	大字川井108番地の3	10	279
米沢市立南原中学校	大字李山2,139番地	8	167
綱木分校（休校）	大字綱木334番地の6		
中学校計 10（本校 8 分校 2）		96	2,592
合 計 36（本校 26 分校 10）		316	7,450

区 分	所 在 地
社会教育施設	
置賜総合文化センター (米沢市中央公民館・青年の家)	金池三丁目1番14号
米沢市東部コミュニティセンター	花沢町一丁目2番38 - 6号
米沢市西部コミュニティセンター	直江町5番9号
米沢市南部コミュニティセンター	本町二丁目4番28号
米沢市北部コミュニティセンター	中央六丁目1番21号
米沢市松川コミュニティセンター	通町六丁目14番25号
米沢市愛宕コミュニティセンター	古志田町76番地の3
米沢市万世コミュニティセンター	八幡原五丁目4,149番地の9
米沢市広幡コミュニティセンター	広幡町上小菅1,394番地の7
米沢市塩井コミュニティセンター	塩井町塩野2,068番地の1
米沢市六郷コミュニティセンター	六郷町一漆68番地の2
米沢市窪田コミュニティセンター	窪田町窪田598番地の2
米沢市三沢コミュニティセンター	大字築沢1,776番地の1
米沢市田沢コミュニティセンター	大字口田沢2,375番地の1
米沢市山上コミュニティセンター	大字関根480番地
米沢市上郷コミュニティセンター	大字川井3,869番地
米沢市南原コミュニティセンター	大字南原猪苗代町2,910番地の2
関分館	大字関402番地の6
米沢市児童会館	丸の内一丁目3番47号
社会体育施設	
米沢市営体育館	金池三丁目1番62号
米沢市営武道館	金池三丁目1番65号
米沢市営相撲場	金池五丁目1番36号
米沢市営小野川スキー場	小野川町字志田1,881番1
米沢市営田沢クロスカントリー競技場	大字口田沢字上ノ在家地内外
米沢市営八幡原体育館	八幡原五丁目4,149番地の10
米沢市営陸上競技場	松川公園(通町六丁目地内)
米沢市営西部野球場	西部公園(直江町地内)
米沢市営北村公園テニスコート	北村公園(金池四丁目地内)
米沢市営プ-ル	米沢総合公園(徳町、塩井町塩野地内)
米沢市営弓道場	
米沢市営野球場	
米沢市営多目的屋内運動場	
八幡原緑地野球場	八幡原緑地公園(八幡原五丁目外地内)
八幡原緑地テニスコート	
松川公園陸上競技場サブグラウンド	松川公園(通町六丁目地内)
最上川上流河川緑地野球場	最上川上流河川緑地(金池四丁目～福田町一丁目、駅前四丁目～東二丁目地内)
最上川上流河川緑地サッカー場	
御成山公園ジャンプ場	御成山公園(大字館山字御成山地内)
米沢総合公園多目的グラウンド	米沢総合公園(徳町、塩井町塩野地内)
米沢市立第一中学校水泳プール	米沢市立第一中学校地内
文化施設	
米沢市上杉博物館	丸の内一丁目2番1号
米沢市市民文化会館	中央一丁目10番2号
米沢市座の文化伝承館	丸の内一丁目3番48号
米沢市ギャラリー	中央一丁目9番20号
市立米沢図書館	金池三丁目1番14号
米沢市視聴覚センター	金池三丁目1番14号

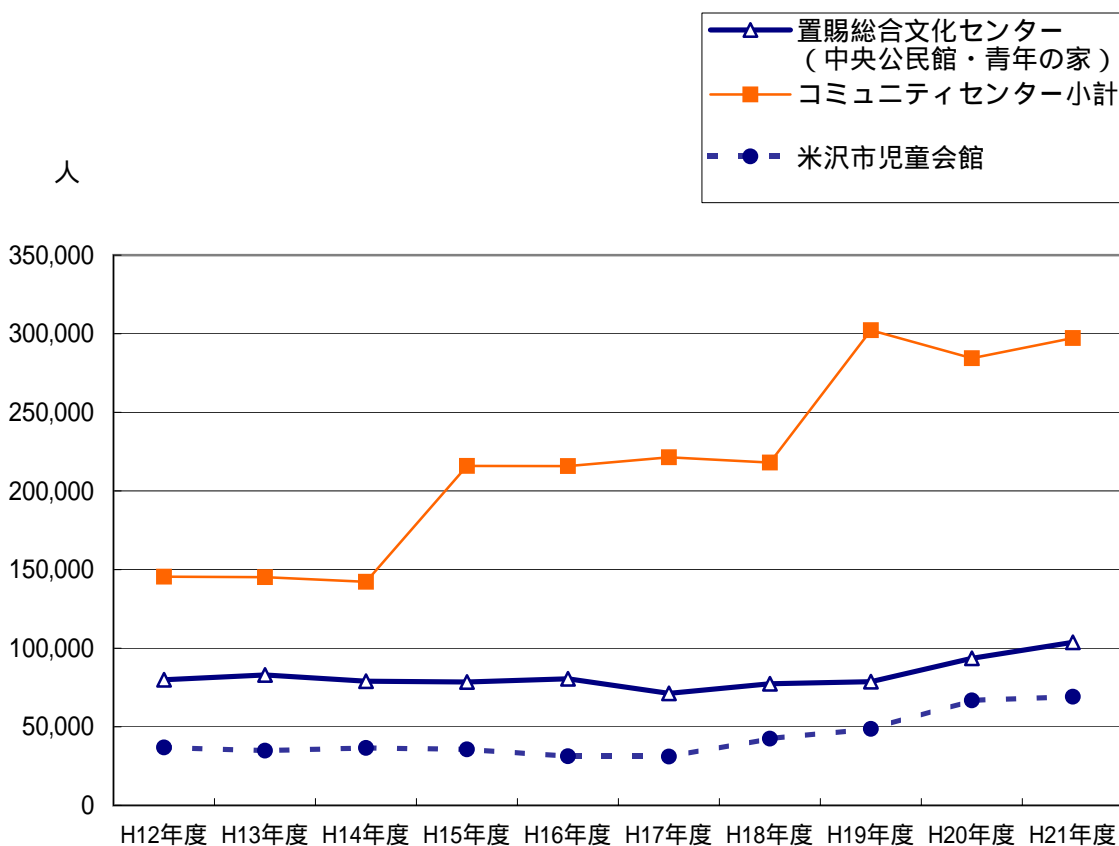
* 松川コミュニティセンターは、平成23年4月1日開館。

米沢市コミュニティセンター等利用者数の推移

(単位:人)

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
置賜総合文化センター (中央公民館・青年の家)	79,878	82,992	79,024	78,498	80,571	71,261	77,420	78,736	93,571	103,760
コミュニティセンター小計	145,464	145,161	142,226	215,893	215,845	221,383	218,096	302,279	284,391	297,258
米沢市児童会館	36,824	34,785	36,527	35,593	31,273	31,022	42,483	48,630	66,800	69,118
計	262,166	262,938	257,777	329,984	327,689	323,666	337,999	429,645	444,762	470,136

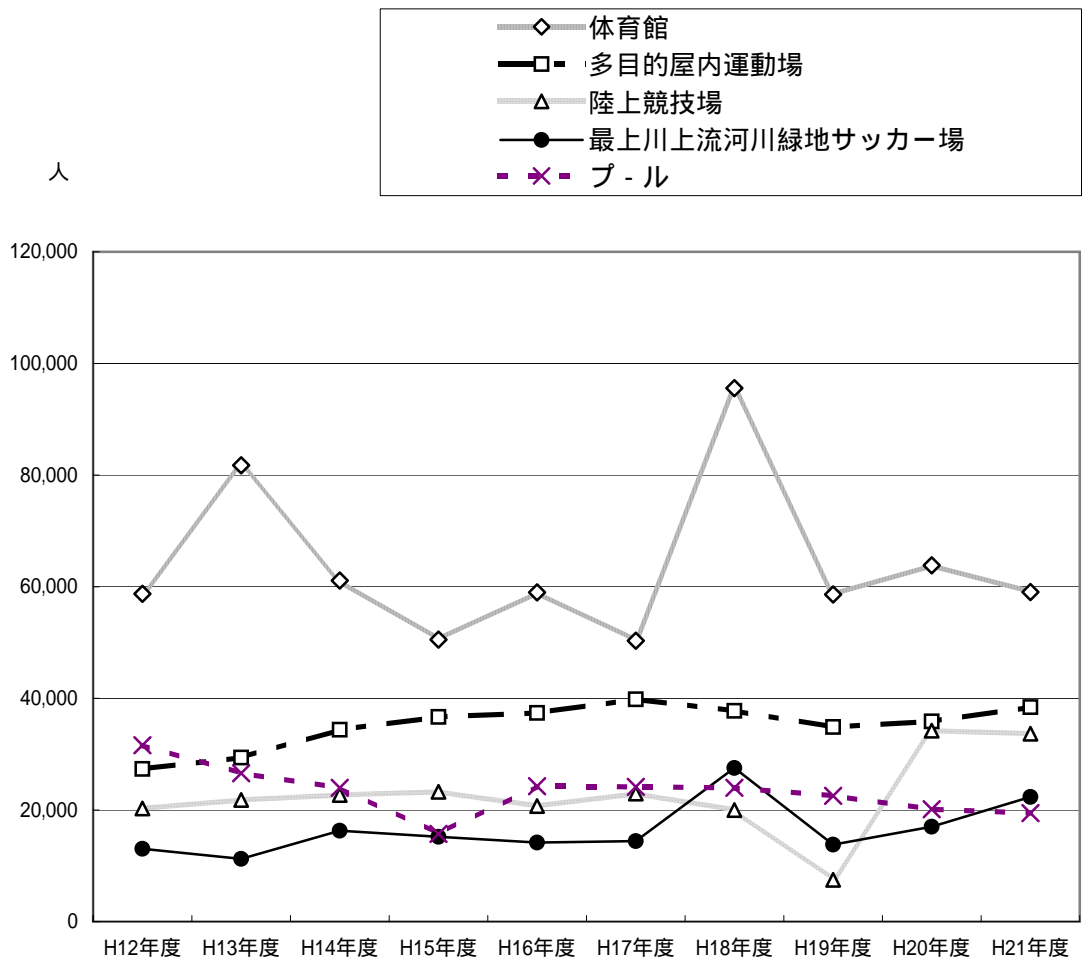
* コミュニティセンターは公民館時代も含め、平成14年度までは13館、平成15年度以降は15館。



主な体育施設利用者数の推移

(単位：人)

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
体育館	58,720	81,748	61,108	50,527	58,984	50,317	95,562	58,611	63,825	59,032
多目的屋内運動場	27,345	29,398	34,374	36,686	37,401	39,815	37,767	34,876	35,881	38,416
陸上競技場	20,286	21,778	22,687	23,246	20,699	22,946	19,985	7,493	34,210	33,654
最上川上流河川緑地サッカー場	13,058	11,244	16,275	15,197	14,169	14,412	27,525	13,779	17,006	22,343
プ - ル	31,590	26,580	23,964	15,725	24,252	24,135	23,975	22,537	20,136	19,439

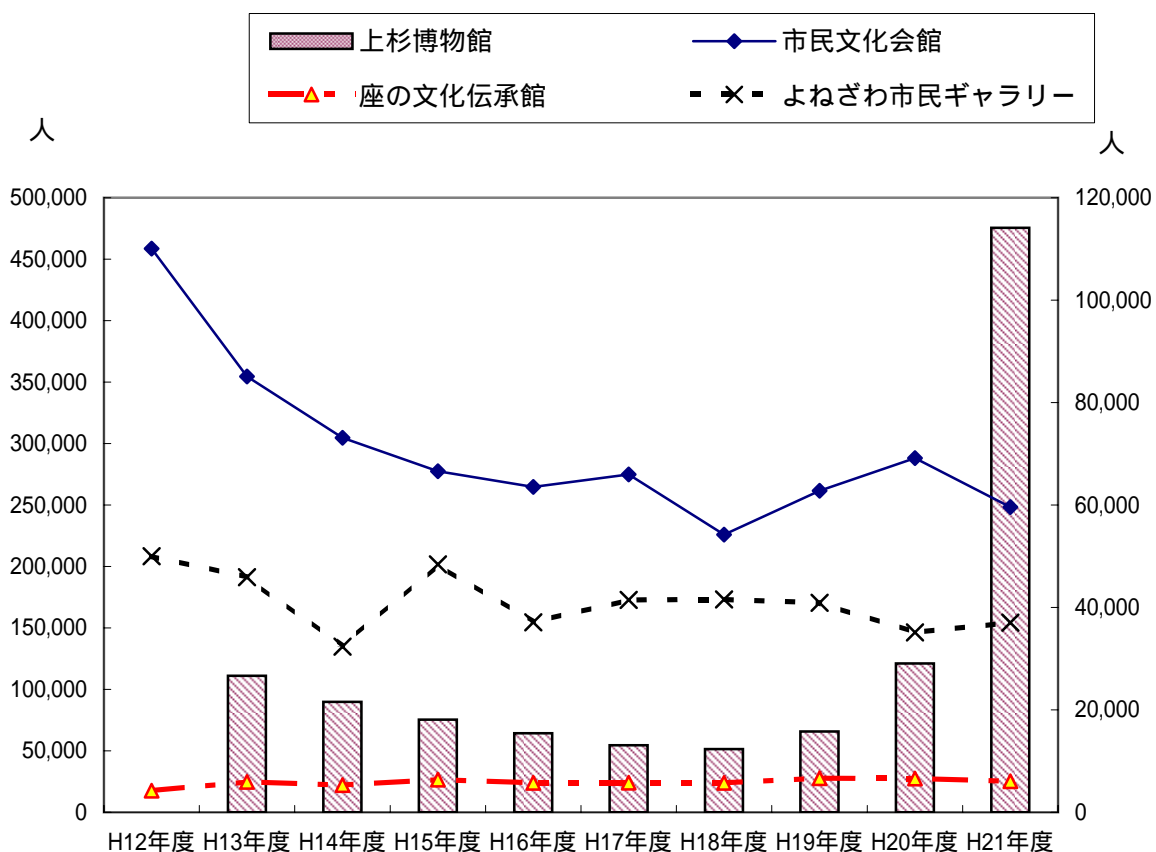


文化施設等利用者数の推移

(単位：人)

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
上杉博物館	-	111,098	89,826	75,400	64,312	54,594	51,391	65,720	121,068	475,482
市民文化会館	110,068	85,086	73,111	66,608	63,528	65,958	54,212	62,771	69,154	59,600
座の文化伝承館	4,217	5,953	5,308	6,382	5,761	5,778	5,753	6,656	6,579	6,075
よねざわ市民ギャラリー	50,004	45,909	32,351	48,421	37,095	41,474	41,575	40,908	35,112	37,035

米沢市上杉博物館は平成13年開館。

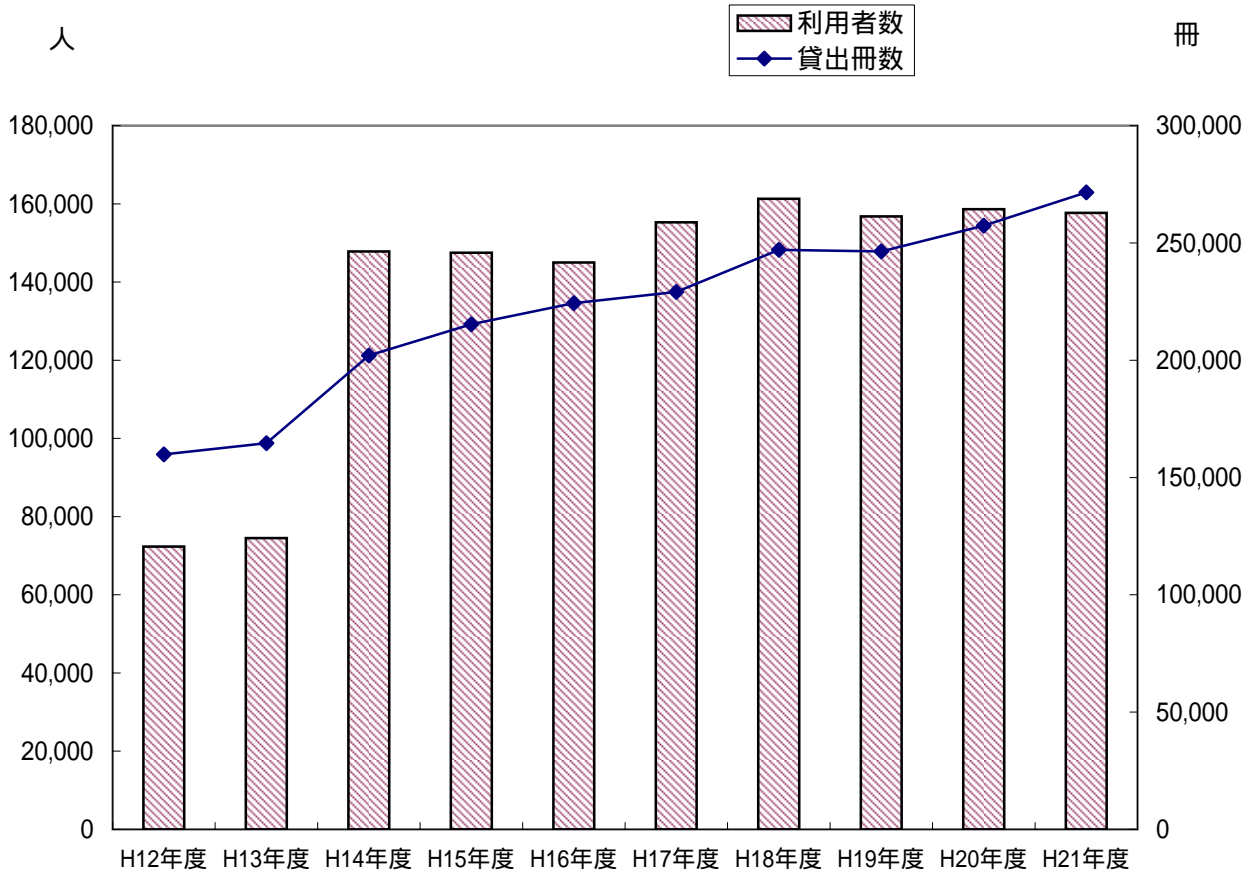


市立米沢図書館の利用状況の推移

(単位:人、冊)

区 分	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度
利用者数	72,325	74,488	147,843	147,501	145,018	155,281	161,281	156,804	158,620	157,672
貸出冊数	159,849	164,602	202,030	215,352	224,310	229,104	247,056	246,343	257,353	271,562

利用人数は、H13年度までは職員がカウント。H14年度からは閲覧室入口センサーでカウント。



教育委員会に関する詳しい情報は、下記ホームページでご覧いただけます。

米沢市ホームページからご覧いただくには

米沢市ホームページ

<http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

組織別ページ

ホームページ上段 左から3番目

教育委員会

教育管理部

または

教育委員会

教育指導部

教育総務課、社会教育・体育課、文化課、図書館などの情報がご覧いただけます。

学校教育課、教育研究所などの情報がご覧いただけます。

直接アクセスなさるには

教育総務課

<http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/kyouikusoumu/kyouikusoumu-top.htm>

施設関係のほか、「米沢市の教育」など教育委員会全般の情報が掲載されています。

社会教育・体育課

<http://yozan.educ.yonezawa.yamagata.jp/syakyou/>

生涯学習関連の各種情報提供、各コミセンHPとのリンクなど。

体育振興担当

<http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/taiikuka/>

各種大会のご案内、スポーツ施設の情報を掲載しています。

文化課

<http://www.library.yonezawa.yamagata.jp/culture/>

文化行事のご案内、文化施設の情報を掲載しています。

図書館

<http://www.library.yonezawa.yamagata.jp/>

利用案内、蔵書検索・予約などのサービスが御利用いただけます。

学校教育課

<http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/index.htm>

学区に関する情報、転入転出手続のご案内など小中学校関連の情報を掲載しています。

教育研究所

<http://www.educ.yonezawa.yamagata.jp/gakkoukyouiku/kenkyujo/index.htm>

教科書の紹介、各種教育関連情報を掲載しています。